

2002年度修士論文

高知城とその周辺の景観保全のための
建築等に関する規制のあり方

高知工科大学大学院 工学研究科
基盤工学専攻 社会システム工学コース
1055146 田中雄一郎
指導教員 重山陽一郎

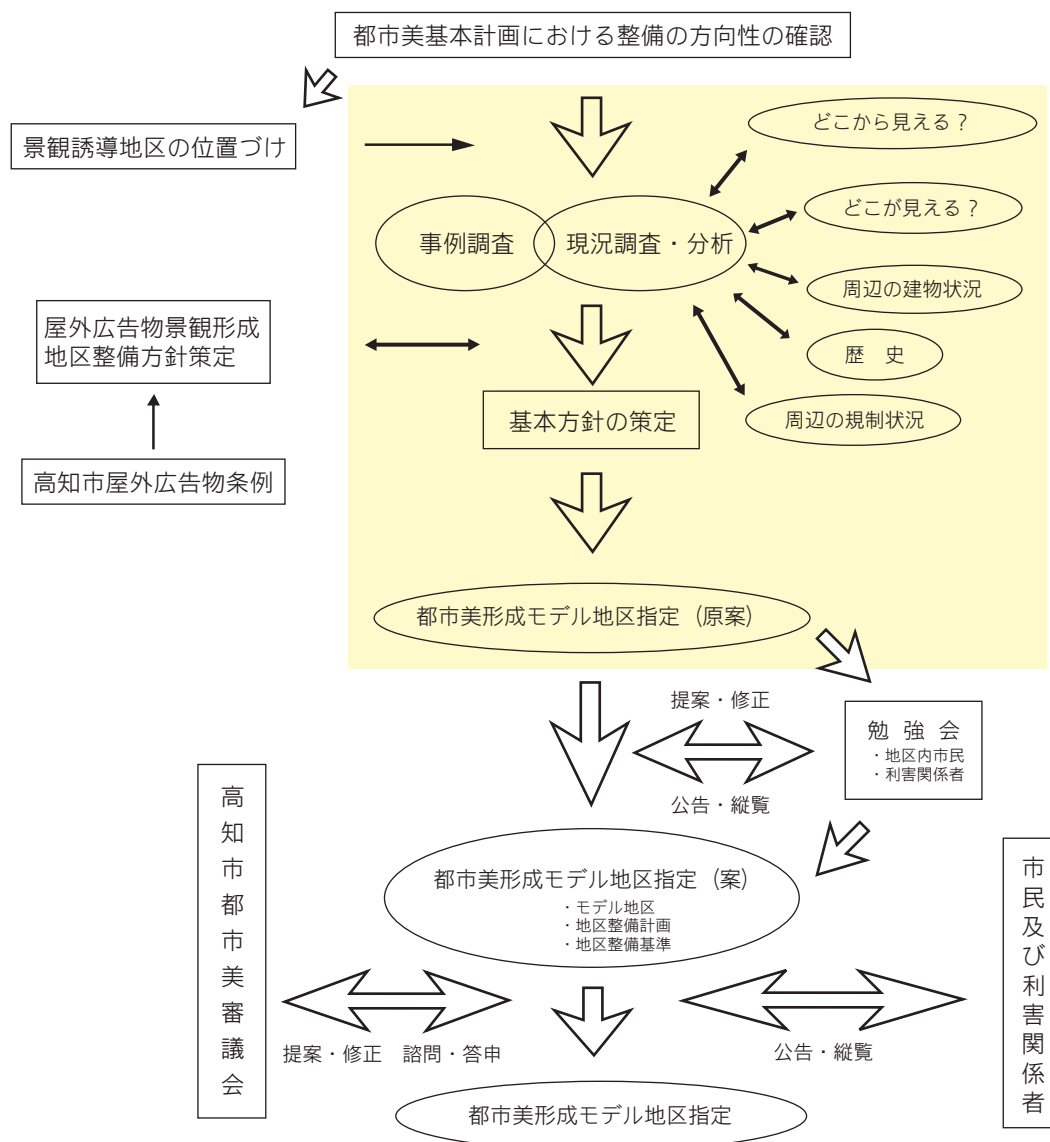
2003/01

要旨：高知城とその周辺の景観保全のための 建築等に関する規制のあり方

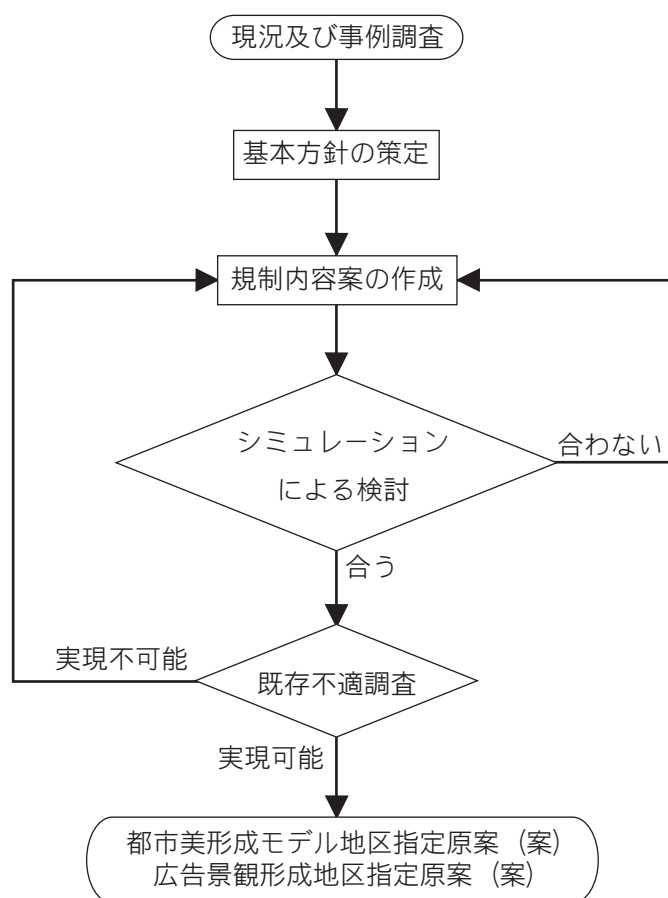
1.背景：近年、高知城周辺においても、ビル等の高層化が目立つようになった。現在の高知城天守閣からの眺望や高知城のシンボル性を確保するためには、建物の高さやデザイン等に規制を設ける必要が出てきた。また、広告物の氾濫も目に付くようになってきた。広告に関する規制は既に存在するのだが、高知城周辺の格調の高さを維持するためには、より厳しく、適正な規制をかける必要がある。また、本論文は、高知市から高知工科大学へ委託された、“高知城周辺都市美形成モデル地区整備方針及び広告物景観形成地区整備方針策定研究”の一環として行ったものである。

2.目的：高知城のシンボル性を確保し、周辺を含めた良好な景観の保全と創造を行うために、市の条例に基づき、個別地区指定（都市美形成モデル地区及び広告物景観形成地区）を行い、建築や広告物に関する新たな規制を設ける。その基本方針や規制内容の案を作成することが、本論文の主たる目的である。

3.手順：事業全体のフローを図に示す。このうち大学において研究する範囲は、図中の緑色で示す部分である。（図は、都市美形成モデル地区について。）
原案策定後、利害関係者との勉強会や市の審議会をとおり、地区指定となる。



論文の手順の詳細をフロー図に示す。



a: 現況及び事例調査

b: 基本方針の策定

c: 規制内容案を策定

基本方針に基づき、規制内容案を策定。

d: シミュレート等による検討

規制内容案が基本方針に合うかどうかを検討する。

e: 既存不適調査

規制内容案が実現不可能なものでないかを、現況データについて調査。

f: 地区指定原案 (案)

4.基本方針：

- ・ランドマークとしての景観の確保
- ・高知城天守閣からの眺望の確保
- ・格調の高い都市景観と都市環境の確保
- ・広告物の制限

5.規制内容案：

都市美形成モデル地区

- ・景観に配慮した、格調の高い建物の形態や、ファサードにする。
- ・壁面の位置を揃える。
- ・高知城天守閣の眺望に配慮した、セットバックをとる。
- ・建築用途は、高知城周辺の格調を損なわないよう配慮する。
- ・天守閣からの眺望を確保するために、建築の高さを制限する。
- ・建築壁面に奇抜な、または過剰な色彩を使用しない。
- ・建築設備は、目立たないように配置する。
- ・公共サインはなるべく集合化するなど、周囲の景観に配慮する。
- ・ライトアップされた高知城が引き立つよう、道路照明の照度や、広告物の輝度などに配慮する。

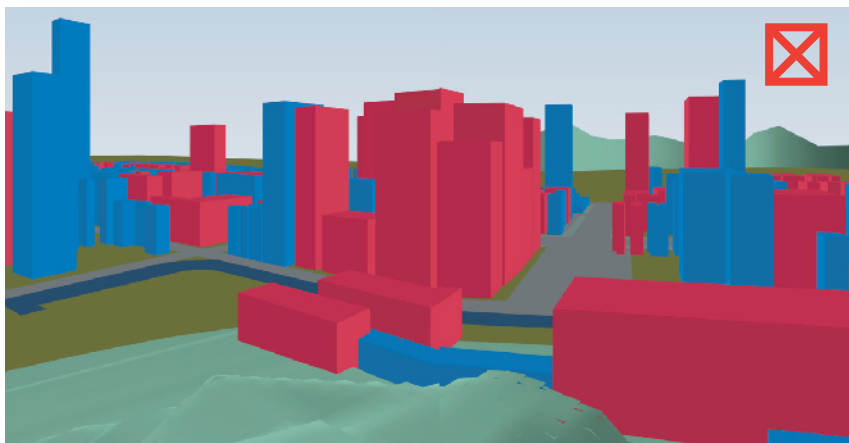
広告物景観形成地区

- ・ 建築物に付属する屋外広告物を総量を制限する。
- ・ 据え置き型の立て看板を禁止する。
- ・ 可動型の立て看板はかまわないが、回転灯等を禁止する。
- ・ はり紙、はり札を禁止する。
- ・ はた、のぼりなどを禁止する。
- ・ 電柱などへの広告設置を禁止する。
- ・ 公益物件への広告設置を禁止する。
- ・ 屋上広告物は、建築と一体化させ、高さを制限する。
- ・ 壁面広告物などの数、面積、設置高さの制限する。
- ・ 敷地内独立広告物は、面積、高さを制限する。
- ・ 野立て広告物は、面積、高さを制限する。
- ・ 突出広告物は、設置方法と突出幅を制限する。
- ・ 適応除外として、社会上必要な広告物については、その掲出目的、期間、表示面積等の一定基準に適合する場合に限り、規制を適用しない。

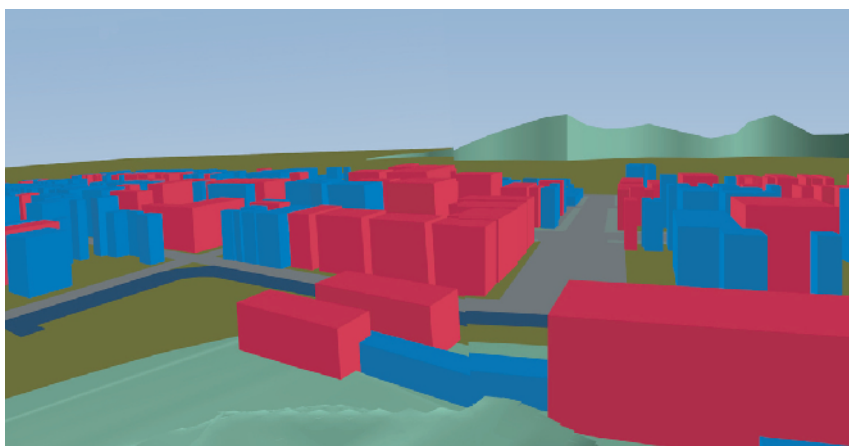
6.シミュレーション：規制前、規制後のシミュレーションの一部を示す。



- ・ 高知城天守閣からの眺望の現況写真。



- ・ 特別な制限を設けずに建物の高さが上昇した場合のシミュレーション。



- ・ 規制を設けることによって高知城天守閣からの眺望が守られる。



- ・利用用途の制限：高知城に相応しくない利用形態の禁止。
用途制限を行わなかったために、高知城の前にラブホテルができた状態。



- ・屋上設備の設置方法：設置場所に配慮、または、目隠しなどを設け、目立たないように配慮する。



- ・屋上広告物の高さ規制：周囲からの高知城天守閣の眺望を妨げないように、高さを規制したもの。

7.既存不適調査：調査の一例。建物高さにおいて、既存不適となるもの。



・ 緑のラインを境に、A地区、B地区及びその外側としたとき。

赤で示したものは、A地区で44m、B地区で39m以上ある建物。

加えて、オレンジで示したものは、A地区で39m、B地区で33m以上ある建物。

8.地区指定原案（案）：2,3ページの規制内容案に、シミュレーション及び既存不適調査を経て、具体的な数値や方針を付加し、都市美形成モデル地区指定原案（案）及び広告物景観形成地区指定原案（案）を作成。

Abstract

The Controlling Rules on The Design and Construction of Building Should Be for Preserving The Landscape Around Kochi Castle

1055146Yuichiro TANAKA

This thesis is a part of the project in Kochi City, and the circumference of Kochi castle is specified in the area, and sets up rules. It is stated about the investigation and the simulation in this thesis in that project.

Recently, there is a movement of the way that a cityscape is preserved. Though it developed as a castled town, it bristles with the building in many towns in the disorder, and a castle can't be seen. Therefore, rules are set up not to be so, and Kochi City studies development with the order.

The element that s cityscape around Kochi castle was formed was examined. Then, we came back to the basis of the landscape design, and investigated what could be seen from where. We saw it directly, and it walked, and become data. The influence which an element gave to the cityscape was investigated based on those data. The rule to prevent the confusion of the cityscape was made as the first step.

Next, it was simulated by using the computer graphics. 3D and 2D were used effectively. The picture which is easy to understand doesn't require special knowledge of the person who sees it. Those results were examined, and it was made the original plan.

A conclusion was led based on these.

It did in the model area of "TOSHIBA" based on the following item.

1. The preservation of the point of view for Kochi castle to be landmark.
2. The preservation of the sight from Kochi castle.
3. A good cityscape and a good city environment are protected, and it is created.

It did in the model area of "Advertising landscape" based on the following item.

1. The cityscape which it has around Kochi castle creates the personality of Kochi City.
2. The formation of the good advertising landscape is necessary.

keywords: Kochi, landscape, cityscape, castle, landmark, view, preservation

目次

序章

0-1.	研究の背景	4
0-2.	研究の目的と手法	5

第 1 章 高知城周辺都市美形成モデル地区整備方針

1-1. 現況調査

1-1-1.	調査範囲	8
1-1-2.	壁面後退	9
1-1-3.	建物用途	10
1-1-4.	高さ調査のまとめ	11
1-1-5.	形態・ファサード 自動販売機、コインパーキング	12
1-1-6.	電線	13
1-1-7.	建物壁面の色彩	14
1-1-8.	屋上設備	15
1-1-9.	天守閣から見られる主な建築物	
9-1.	南側	16
9-2.	北側	17
1-1-10.	天守閣を眺めることのできる場所	18
10-1.	写真資料1	19
10-2.	写真資料2	20
10-3.	写真資料3	21
10-4.	写真資料4	22
1-1-11.	植栽	23
1-1-12.	ストリート・ファニチャー	24
1-1-13.	交通案内標識	25
1-1-14.	夜景	26
1-1-15.	高知市都市計画図	27
1-1-16.	歴史のまとめ	28

1-2. 高知城周辺都市美形成モデル地区指定原案（案）

1-2-1.	目的	29
1-2-2.	地区指定の基本的考え方	
1-2-3.	権利制限の考え方	

1-2-4.	内容	
4-0.	エリアマップ	30
4-A.	敷地の規模、形質	31
4-B.	建物の規模、形質	
4-C-1.	形態、ファサード、壁面位置指定	32
4-C-2.	セットバック	33
4-D.	建築用途、1.2階の利用形態	(内側) 34
4-E-1.	建物高さ、階数	(内側・外側) 35
4-E-2.	建物高さ、既存不適一覽	(内側・外側) 38
4-G.	色彩・素材	(内側) 39
4-H.	建築設備	(内側・外側) 40
4-K.	街路、公共サイン	41
	交通案内標識のデザイン	(内側)
4-N.	夜景	(内側) 42
4-Z.	その他	(内側・外側) 43

第2章 高知城周辺広告物景観形成地区整備方針

2-1. 高知市全域での、屋外広告物に関する基本的考え方

2-1-1.	利用用途による分類	：街路・現在	45
2-1-2.	利用用途による分類	：街路・将来	46
2-1-3.	利用用途による分類	：港湾及び河川・現在	47
2-1-4.	利用用途による分類	：港湾及び河川・将来	48
2-1-5.	追加資料		49

2-2. 高知城周辺広告景観形成地区指定原案（案）

2-2-1.	目的	50
2-2-2.	地区指定の基本的考え方	
2-2-3.	権利制限の考え方	
2-2-4.	内容	
4-0.	エリアマップ	51
4-1.	全ての広告について適用される	52
4-2.	総量規制	53
4-3-1.	立て看板（据え置き型）	54
4-3-2.	立て看板（可動型）	
4-4.	はり紙、はり札	
4-5.	はた、のぼりなど	
4-6.	電柱など	
4-7.	公益物件	

4-8.	屋上広告物など	55
4-9.	壁面広告物など	56
4-10.	敷地内独立広告物など	57
4-11.	野立て広告物など	
4-12.	突出広告物	
4-13.	適応除外	58

おわりに

参考文献

序章

0-1. 研究の背景

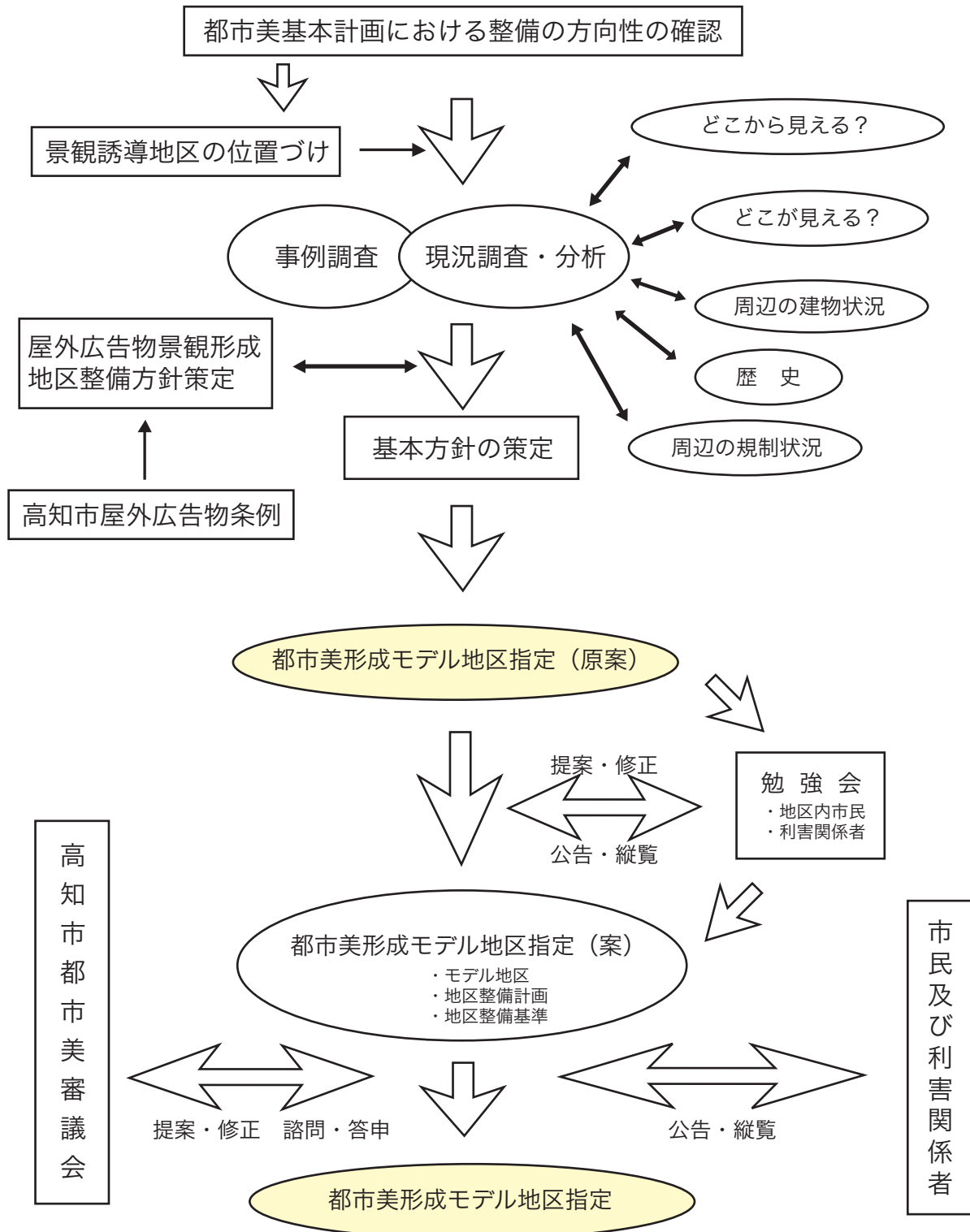
高知市は城下町として発展し、その歴史的資源を有するとともに市街地を流れる清流鏡川や周辺を取り囲む北山・南山や、浦戸湾などかけがえのない景観資源を有している。都市部は、基盤整備によって、近代的・合理的な市街地が形成され、建都にふさわしい都市整備がなされてきたが、急激な都市化や周辺との調和を欠く都市開発による自然の消失、地域個性の喪失、さらには中心市街地の空洞化や地域コミュニティの崩壊など都市環境において景観を阻害する要因が顕在化し、その対策が求められている。

近年、全国の自治体において、歴史的な建物の保存・活用や、歴史的な建物をまちなみの核として、個性的な都市景観を形成しようとする取り組みが、活発に行われるようになった。これらの取り組みは、まちの自然・風土・歴史を色濃く反映している歴史的な建物を、従来の文化財としての保存だけでなく、地域固有の資源として再評価し、将来に向かってのまちづくりに、役立てようとする試みといえる。このような、歴史的な建物のまちづくりへの適用は、高知市においても、大きな課題となってきた。高知市は、これら課題に対し、高知市都市美条例や、広告物景観条例を制定し、個別地区指定を行ってきた。本論文では新たに、高知城周辺にそれら地区指定を行い、地区内の保全と秩序ある発展を目指すものである。

本論文は、高知市の委託による、“高知城周辺都市美形成モデル地区整備方針及び広告物景観形成地区整備方針策定研究”の一環として行った研究である。委託内容は、利害関係者を含む協議に臨む為の原案の作成であるが、本論文では、原案の作成を行う際の調査や、シミュレーションを中心にまとめ、原案として完成させる手前の原案（案）の段階までとしている。

0-2. 研究の目的と手法

まず、プロジェクト全体の流れを下図に示す。



0-2. 研究の目的と手法

全体の流れとしては、まず、事例調査及び、現況の調査分析を行う。調査データから、基本方針を策定する。基本方針のシミュレーションなどによる検討を行い、都市美形成モデル地区指定原案とする。その後、利害関係者との勉強会等を行い、修正が加えられ、都市美形成モデル地区指定案になり、審議会等を通じた後に、地区指定が成される。

論文で取り上げた部分に関しては、事例調査からはじまり、同時に必要と思われる事例調査を行う。事例を調査するうちに、追加の現況調査として必要なものを追加し、分析の終わった調査に関しては、必要性等の検討を行う。調査から、基本方針を策定し、策定した方針から、シミュレーションを行う。また、調査データから方針により、既存不適となるものを調査する。それらを繰り返し、折り合いを付け、都市美形成モデル地区指定原案（案）として作成する。

調査は、現地踏査を主に行い、写真等で整理し、調査票としてまとめた。検討作業に関しては、コンピュータを利用した、2D及び3Dシミュレーションを行った2Dは、イラストレーションや合成画像によるもの。3Dは、調査した現況の建物高さデータから、高知城周辺の建物を入力し、高さを規制することによる、見え方の変化をシミュレートした。これら手法は、京都市などの高さ規制の有名な都市でも行われたが、当時の技術と比較すると、より手軽に行うことができるようになっている。

第 1 章 高知城周辺都市美形成モデル地区指定方針

1-1. 現況調査

高知城周辺の現況を把握するために、現況調査を行った。現地踏査を基本とし、各項目について調べている。

1-1-1. 調査範囲

- 壁面後退
- 建物用途
- 建物の高さ
- 形態、ファザード
- 色彩、素材
- 屋上設備
- 窓の中の広告
- 植栽
- 街路の修景
- 交通案内標識
- 夜景

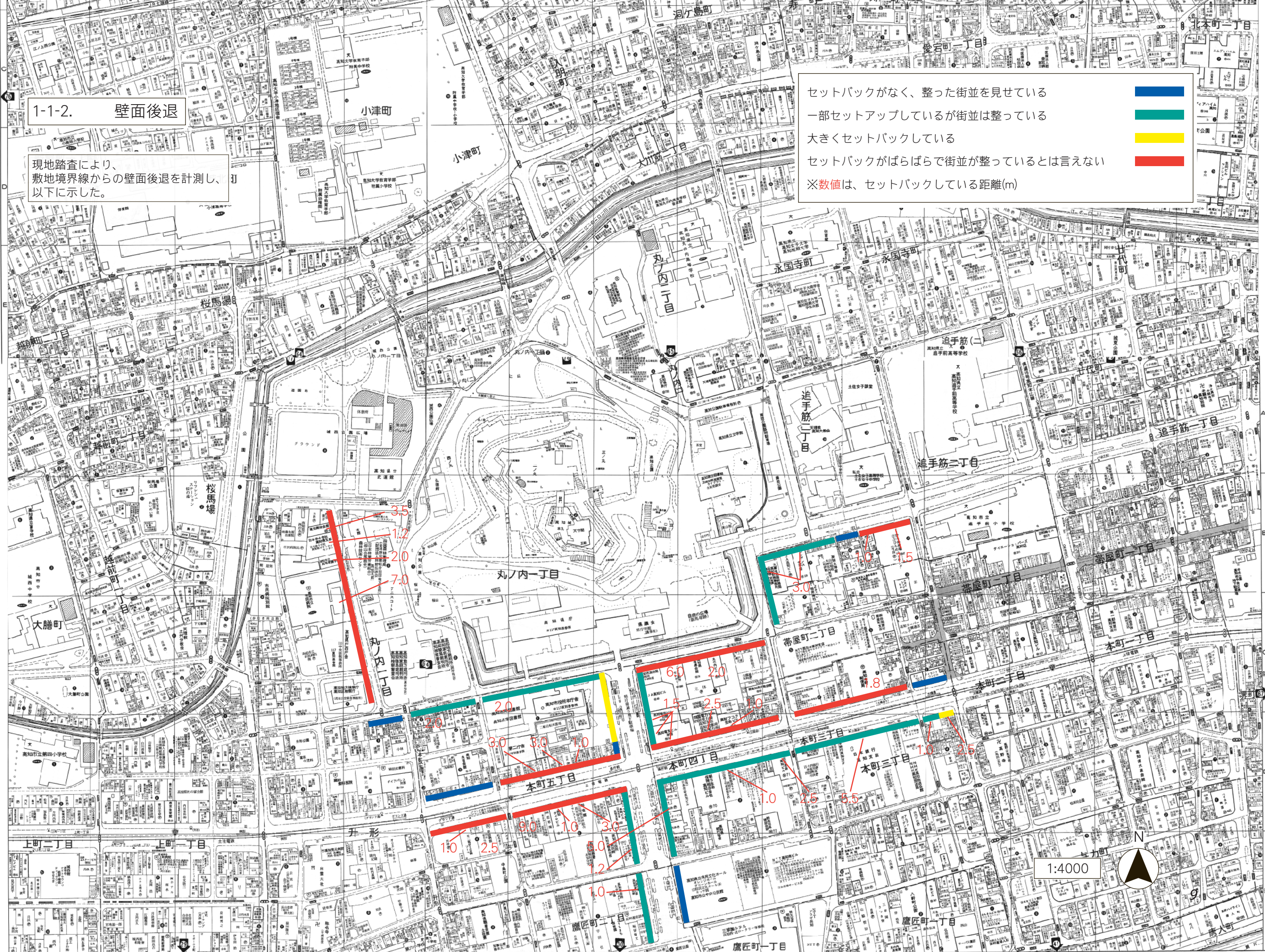
1:4000



1-1-2. 壁面後退

現地踏査により、
敷地境界線からの壁面後退を計測し、
以下に示した。

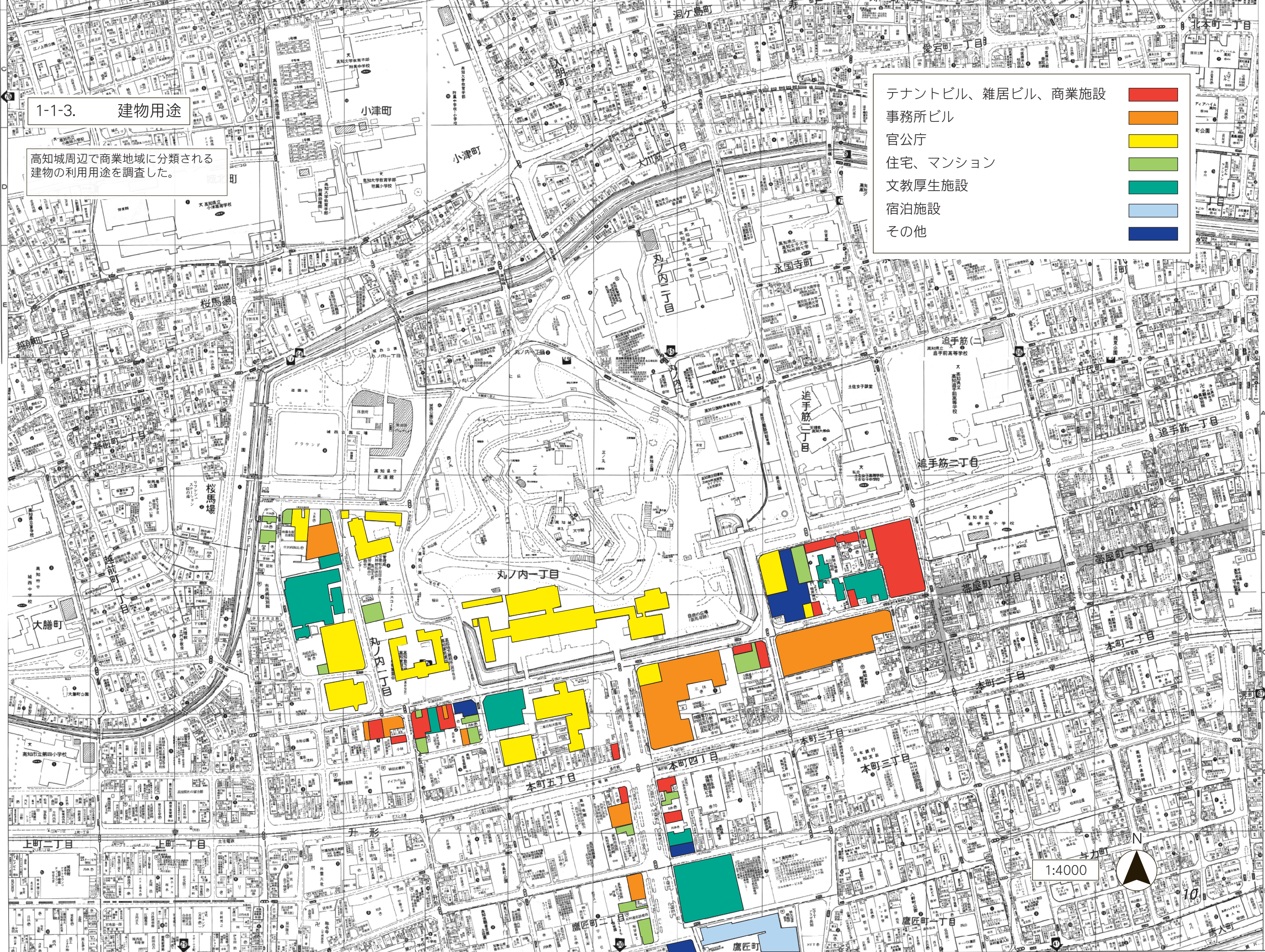
セットバックがなく、整った街並を見せている
一部セットアップしているが街並は整っている
大きくセットバックしている
セットバックがばらばらで街並が整っているとは言えない
※数値は、セットバックしている距離(m)



1-1-3. 建物用途

高知城周りで商業地域に分類される
建物の利用用途を調査した。

- テナントビル、雑居ビル、商業施設
- 事務所ビル
- 官公庁
- 住宅、マンション
- 文教厚生施設
- 宿泊施設
- その他



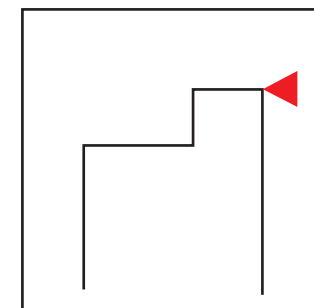
1:4000



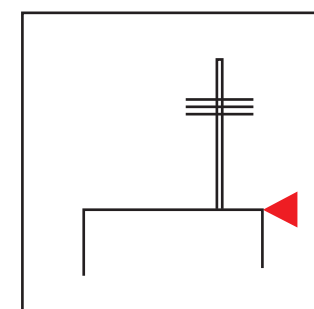
10



表示データに関して

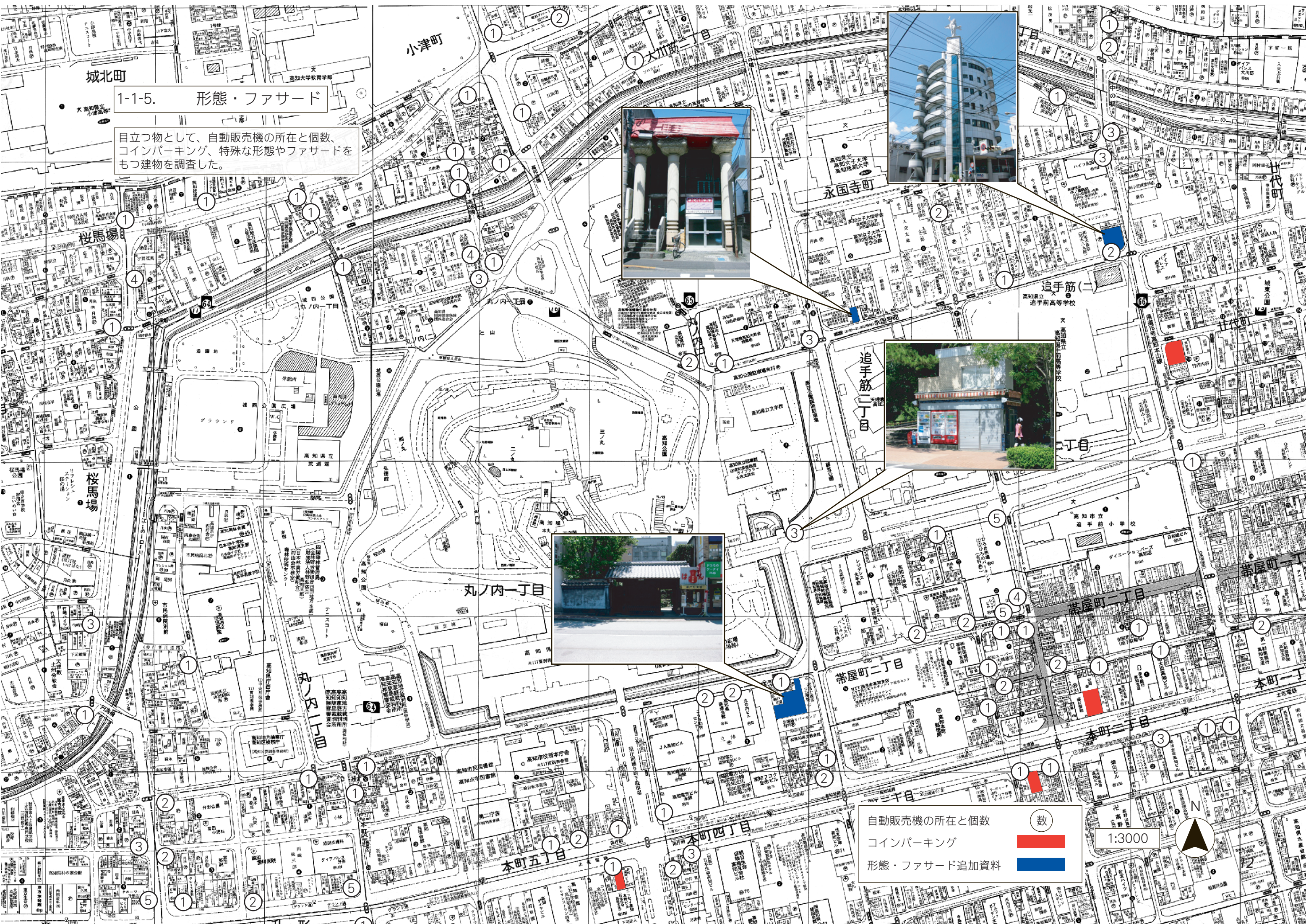


ペントハウス等の突起は、高さデータに含まれています。



アンテナ等の屋上設備については、高さデータとして含んでいません。しかし、特に目立つ物、大きな物に関しては、地図内注釈として、高さデータを付記しています。色分けに関しては、建物自体の高さを示します。

15mより低い建物	
21mより低い建物	
25mより低い建物	
28mより低い建物	
31mより低い建物	
34mより低い建物	
40mより低い建物	
40m以上の建物	



城北町

小津町

永国寺町

追手筋(二)

常屋町一丁目

本町一丁目

本町四丁目

本町五丁目

升形

1-1-5. 形態・ファサード

目立つ物として、自動販売機の所在と個数、コインパーキング、特殊な形態やファサードをもつ建物を調査した。

自動販売機の所在と個数

コインパーキング

形態・ファサード追加資料

数

1:3000

1-1-6. 電線

地中化されていない電線の所在を調査した。
尚、路面電車の架線は含まれていない。



電線があるところ

1:4000



13

1-1-7. 建物壁面の色彩

・高知城周辺で、比較的彩度の高い建物の調査を行った。
壁面の彩度が高いものを、以下に示す。



1: 久保田自転車店

壁面の色相 2.5YR
彩度 6
明度 3

2: 高知グリーン会館

壁面の色相 2.5YR
彩度 6
明度 4

3: 宗教法人 生長の家

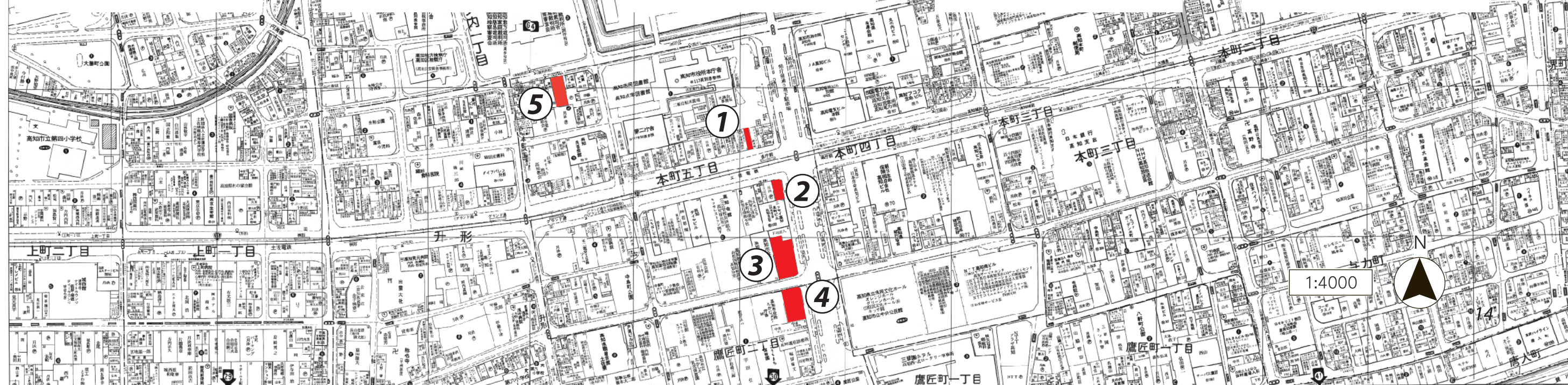
壁面の色相 5YR
彩度 6
明度 4

4: 深田ビル

壁面の色相 2.5YR
彩度 4
明度 3

5: 岡林ビル

壁面の色相 2.5YR
彩度 4
明度 3



1-1-8. 屋上設備

アンテナや屋根の色等、
目立つ屋上設備を調査した。



アンテナ類



青い大きな屋根が
目立っている



近いからではあるが、
空調等の設備が目立っている



アンテナ類

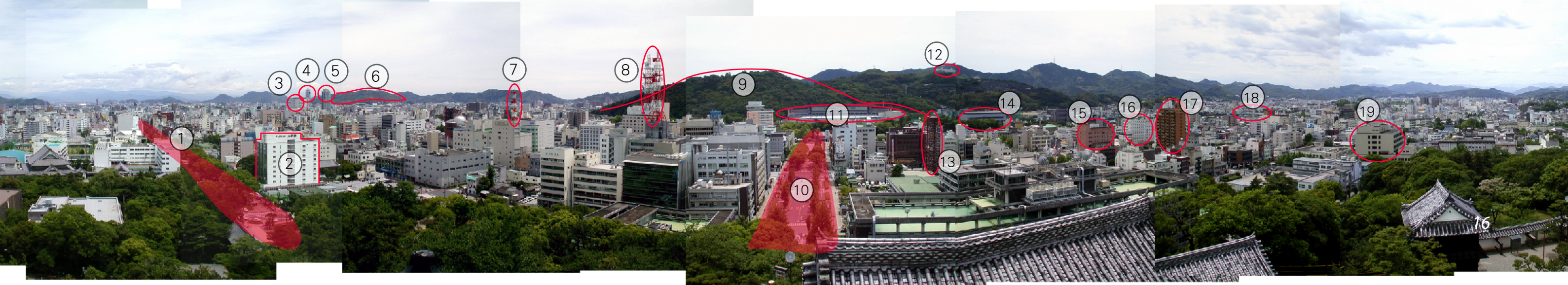
1:5000



1-1-9-1. 天守閣から見られる主な建築物（南側）

天守閣から南側を見た時に、
何が見えるかを調査し、その名称と
平面位置を示した。

1. 追手筋
2. レジデンス大手前
3. カルポート
4. あさひロイヤル
5. トップワン高知
6. 五台山
7. NHK
8. NTT及び四電ビル
9. 筆山
10. 木曜市の通り
11. 陸上競技場
12. 土佐塾中学・高校
13. タワーパーキング
14. 高知市総合体育館
15. 高知共済会館
16. オリентホテル
17. ダイアパレス升形
18. 月の瀬橋
19. 高知県庁西庁舎



1-1-9-2. 天守閣から見られる主な建築物（北側）

天守閣から、北側に何が見えるか調査し、平面にプロットした。



1. 高知県警本部
2. メゾーンあけぼの
3. ダイアパレス桜馬場
4. 三ノ丸

1:10000



1-1-10. 天守閣を眺めることのできる場所

高知市において、
高知城天守閣を確認できる場所を、
調査した。





1. 追手筋より



1. 追手筋より



2. 木曜市の通りより



3. 桜馬場より



4. 月の瀬橋より



4. 月の瀬橋より



5. 新月橋より



5. 新月橋より



6. 陸上競技場の裏より



7. 筆山山頂より



8. 五台山山頂より



9. 北山より

1-1-10-3. 写真資料3

目障りな街路灯

目立つ壁面広告



目立つ看板

異常に目立つ



標識の裏側が目立つ

お城にかぶさるような標識



小さな看板がいくつもたてられている

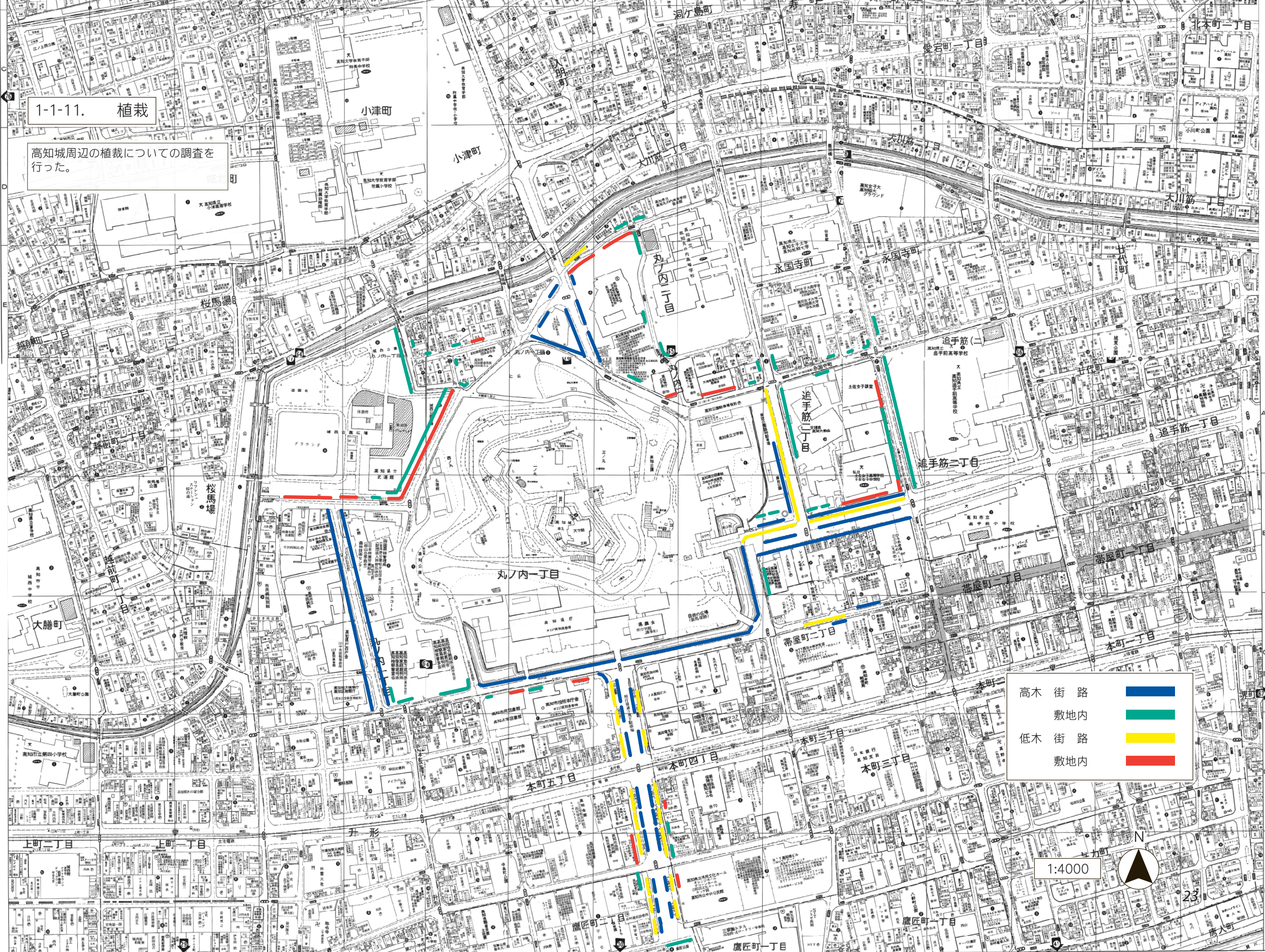
閉まっていることが多い売店

1-1-10-4. 写真資料4



1-1-11. 植栽

高知城周辺の植栽についての調査を行った。



高木 街 路	■
敷地内	■
低木 街 路	■
敷地内	■

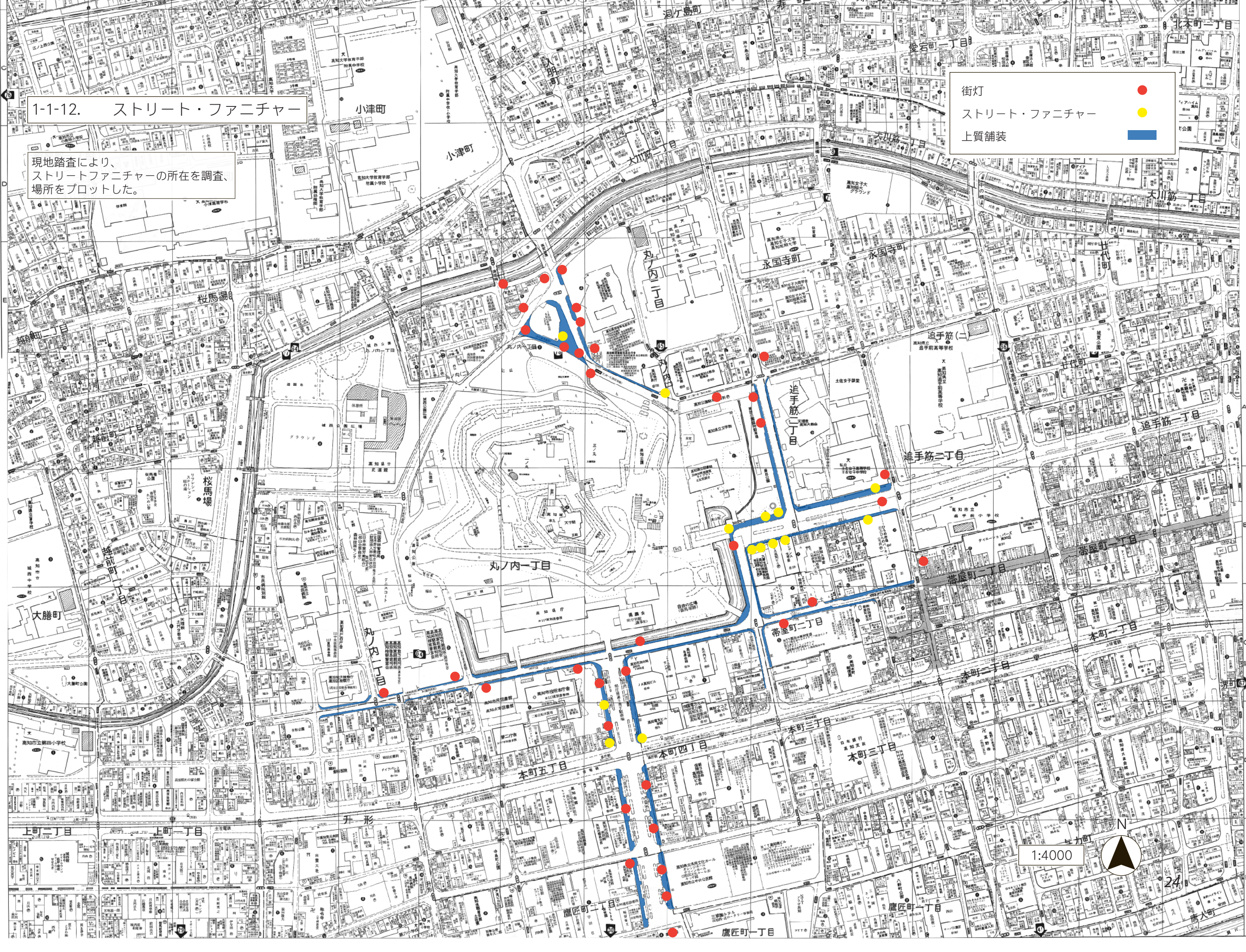
1:4000



1-1-12. ストリート・ファニチャー

現地踏査により、
ストリートファニチャーの所在を調査、
場所をプロットした。

街灯 ●
ストリート・ファニチャー ●
上質舗装 ■



1:4000



1-1-13. 交通案内標識

現地踏査により、
交通案内標識の所在を確認、
場所をプロットした。

交通標識
案内標識
その他



1:4000



1-1-14. 夜景

夜の景観についても調査を行った。
帯屋町の商店街が夜も明るく活気があるのに対して、高知城周辺は街灯も少なく、かなり暗い。高知城公園は夜は入るのがはばかれる雰囲気である。
高知城周辺を夜も賑やかにする必要はないが、安心して散歩できる程度の照明が整備されることが望まれる。

ライトアップされた高知城を見ることはできるのだが、街灯などの照明が少なく、人通りは極端に少なくなる。

ひろめ市場までは、アーケード内なので明るい、その先に街灯が少なく、高知城を見るためには良いが、“ここで終わり”というイメージがある。

大橋通を境にして、県庁側は静かなイメージである。

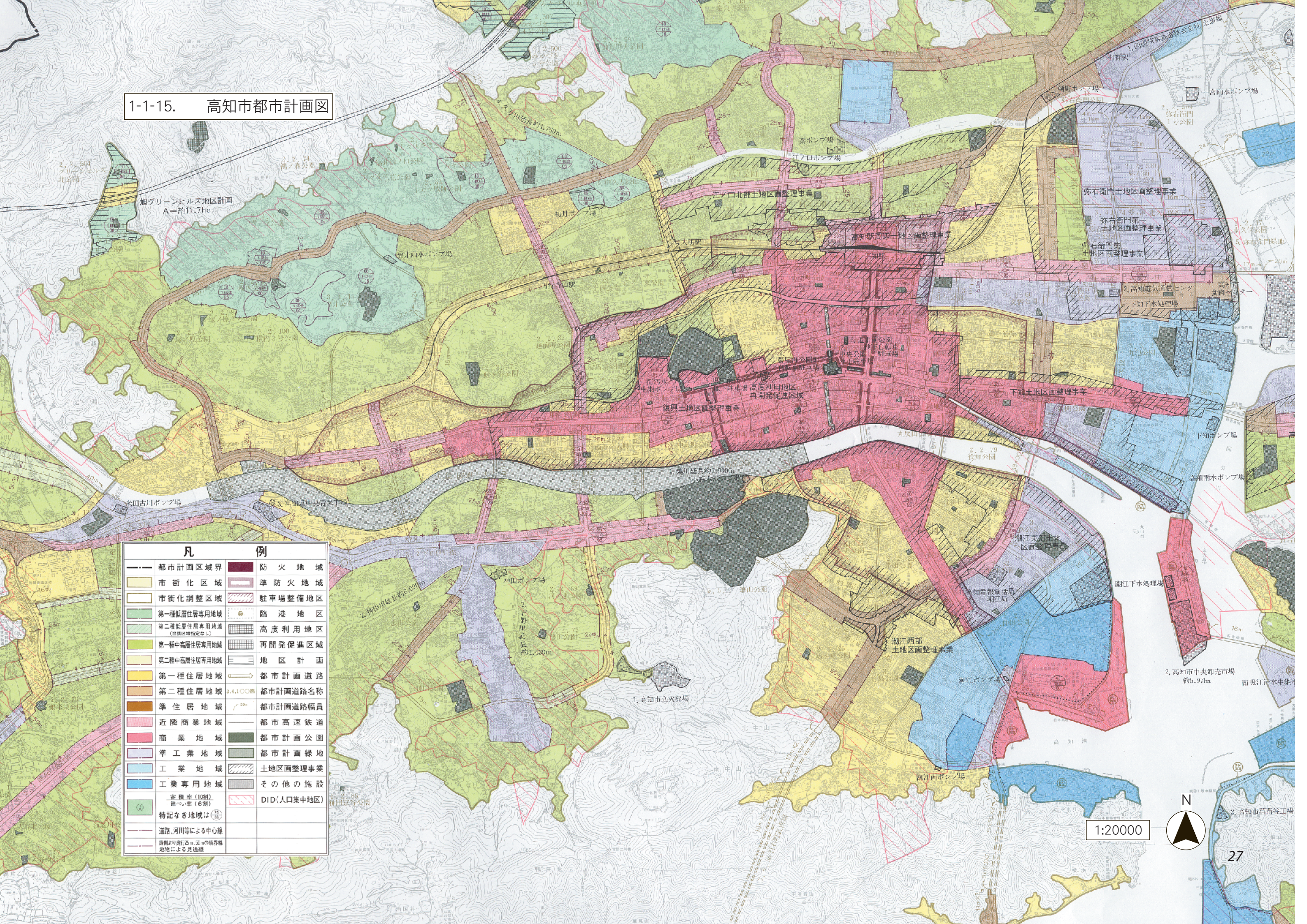
お酒の看板が、昼夜を問わず目立っている。
しかし、お城側は消灯するという配慮が、成されている。

お城側に照明がないために、道の先は真っ暗であり、とても人を引き寄せる場ではない。

1:4000



1-1-15. 高知市都市計画図



凡	例
都市計画区域界	防火地域
市街化区域	準防火地域
市街化調整区域	駐車場整備地区
第一種低層住居専用地域	臨港地区
第二種低層住居専用地域 (出典区域指定なし)	高度利用地区
第一種中高層住居専用地域	再開発促進区域
第二種中高層住居専用地域	地区計画
第一種住居地域	都市計画道路
第二種住居地域	都市計画道路名称
準住居地域	都市計画道路幅員
近隣商業地域	都市高速鉄道
商業地域	都市計画公園
準工業地域	都市計画緑地
工業地域	土地区画整理事業
工業専用地域	その他の施設
空機率(10割) 建ぺい率(6割)	DID(人口集中地区)
特記なき地域は(高)	
道路、河川等による中心線	
道路より奥行き20m、50mの境界線 地物による見逃線	

1:20000



1-2. 高知城周辺都市美形成モデル地区指定原案（案）

1-2-1. 目的

高知城本丸及び、二の丸、三の丸から周囲の市街地、さらには、それを取り囲む山までを含めた景観保護、高知城天守閣の存在感保持、また高知城周辺の都市環境の保全を図るため、都市美条例に基づき都市美形成モデル地区を指定する。

1-2-2. 地区指定の基本的考え方

高知城は本市を代表とする歴史的遺産であり、高知城を要とした都市景観の形成を図ることが、本市の都市イメージを高め、高知らしい都市空間の形成を促すことにつながる。そのためには、次のような景観の確保に努めることが必要と考えられる。

1. ランドマークとしての高知城への眺望の確保

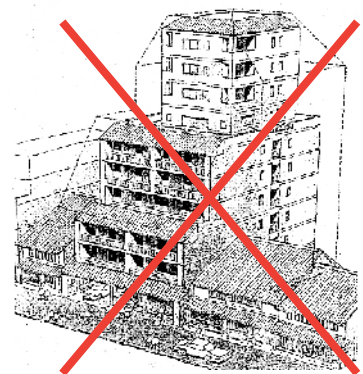
- ・天守閣をはじめとする石垣、樹木等の高知城のイメージを喚起するものが周囲の市街地から可能な限り見えること。

2. 高知城からの眺望の確保

- ・遠景の山脈と近景の城内の樹木及び、それらに挟まれた市街地を一望できる高知城からの眺望景観は、高知市を代表する「都市景観の構図」である。この構図を可能な限り確保すること。

3. 良好な都市景観・都市環境の保護と創造

- ・高知城周辺にふさわしい格調の高い都市景観、都市環境を保護、創造する。
- ・高知城周辺は、歴史的に常に業務の中核であり続けてきた。
- ・江戸時代は武家屋敷であった場所が、今はオフィス街となっているが、業務の中核であることに、かわりはない。これからも業務の中核にふさわしいまちなみを守り育てる必要がある。
- ・安易に古いまちなみの物真似をすることは、地域の格調をおとしめる結果となる恐れが高い。



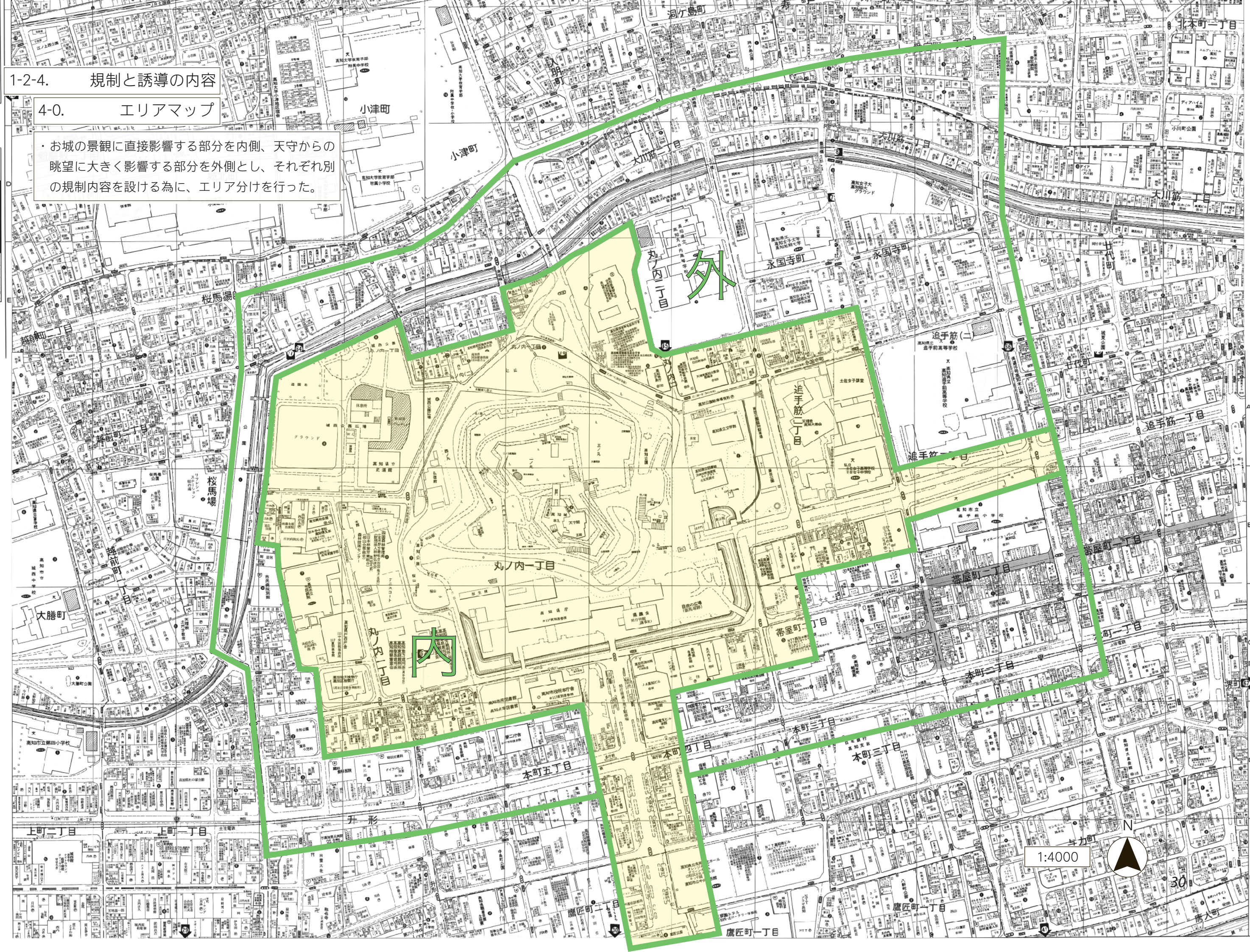
1-2-3. 権利制限の考え方

1. 高知城は近隣住民のみならず高知市民共有の宝である。
2. 地区指定する高知城近隣エリアは、社会的公共性のある最小限のエリアである。
3. 商業地域に制限をすることによる、土地価格への影響は僅かに存在するが、土地利用に公共性があることから、私権をを制限することは、公共の福祉に反していない。
4. この制限は、住民の私益にもなり得る。
(居住し、業を営んでいることのステータスを得ている。)

1-2-4. 規制と誘導の内容

4-0. エリアマップ

・お城の景観に直接影響する部分を内側、天守からの眺望に大きく影響する部分を外側とし、それぞれ別の規制内容を設ける為に、エリア分けを行った。



- 4-A 敷地の規模、形質
- ・追加の制限はしない。
- 4-B 建物の規模、構造
- ・追加の制限はしない。

4-C-1 形態、ファサード、壁面位置指定

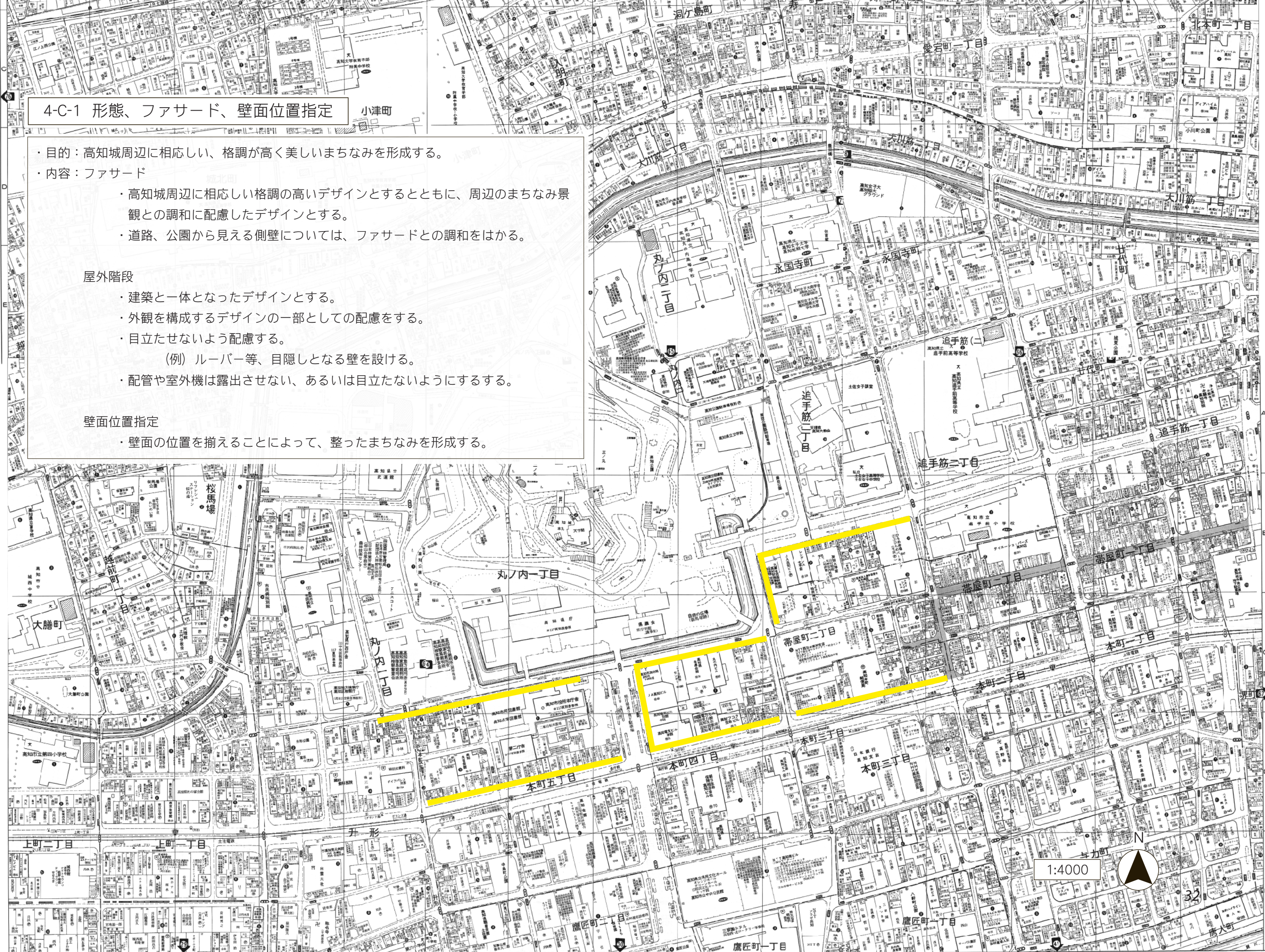
- ・目的：高知城周辺に相応しい、格調が高く美しいまちなみを形成する。
- ・内容：ファサード
 - ・高知城周辺に相応しい格調の高いデザインとするとともに、周辺のまちなみ景観との調和に配慮したデザインとする。
 - ・道路、公園から見える側壁については、ファサードとの調和をはかる。

屋外階段

- ・建築と一体となったデザインとする。
- ・外観を構成するデザインの一部としての配慮をする。
- ・目立たせないよう配慮する。
- (例) ルーバー等、目隠しとなる壁を設ける。
- ・配管や室外機は露出させない、あるいは目立たないようにする。

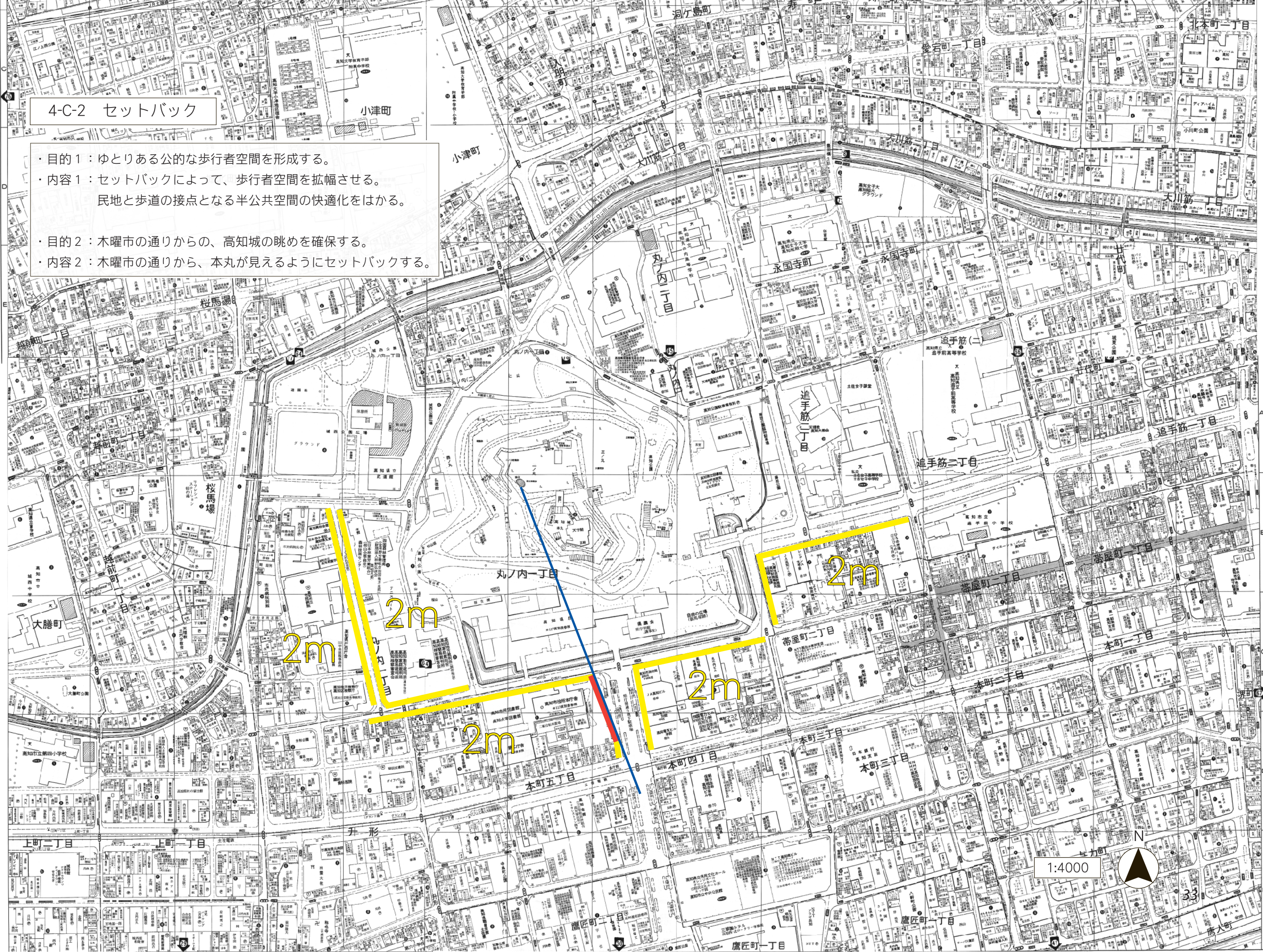
壁面位置指定

- ・壁面の位置を揃えることによって、整ったまちなみを形成する。



4-C-2 セットバック

- ・目的1：ゆとりある公的な歩行者空間を形成する。
- ・内容1：セットバックによって、歩行者空間を拡幅させる。
民地と歩道の接点となる半公共空間の快適化をはかる。
- ・目的2：木曜市の通りからの、高知城の眺めを確保する。
- ・内容2：木曜市の通りから、本丸が見えるようにセットバックする。



4-D 建築用途、1.2階の利用形態（内側）

- ・目的：高知城周辺に相応しい、格調が高く美しいまちなみを形成する。
- ・内容：高知城周辺に相応しくない利用形態は禁止する。
（例）パチンコ、ラブホテル、ゲームセンター等



現況

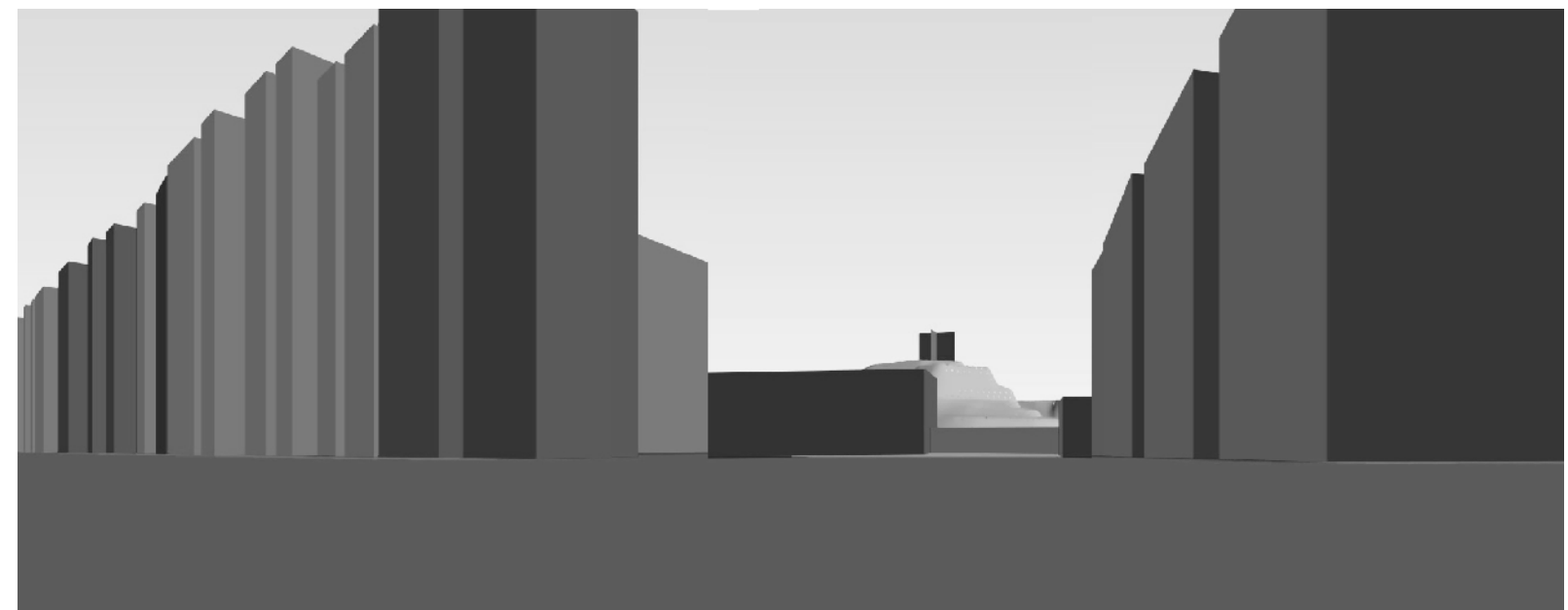


シミュレーション

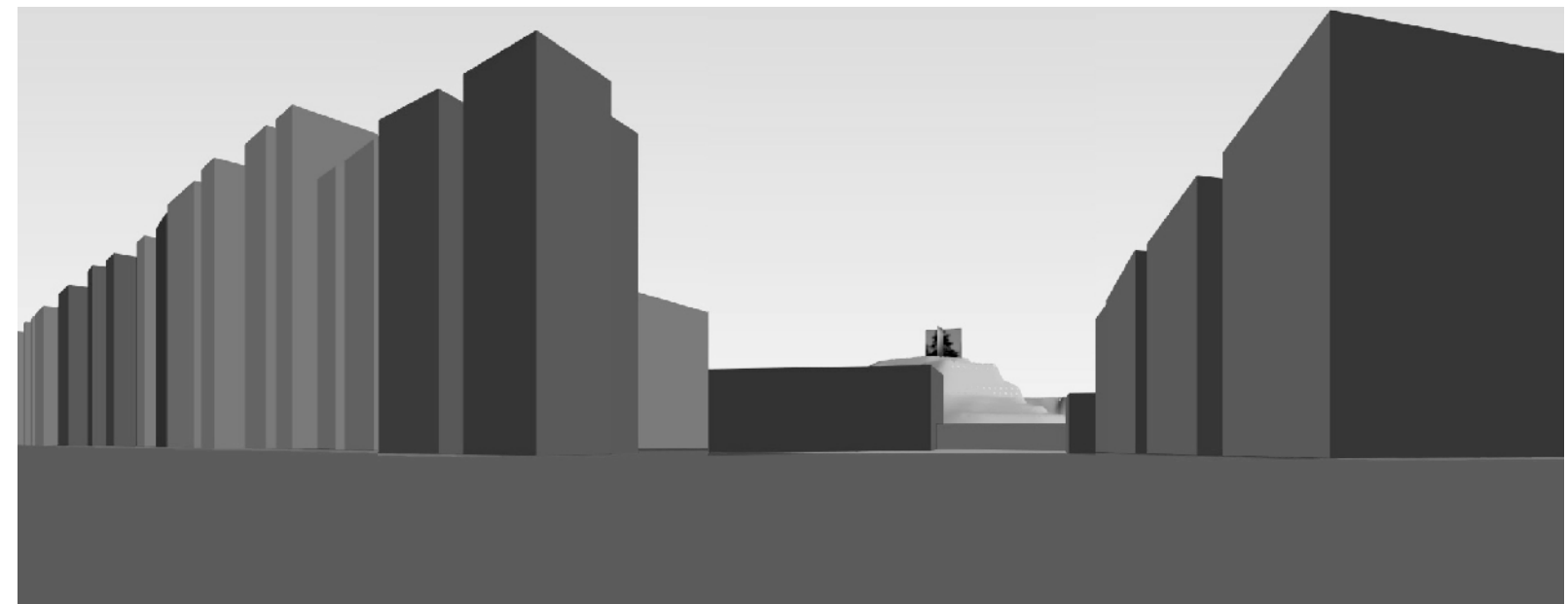
4-E 高さ、階数（内側及び外側）

- ・ 目的：高知城のシンボル性を高める。
高知城からの眺望を守る。
周辺からの高知城の眺めを守る。
- ・ 内容：A案 内側39m（高知城二の丸）以下、
外側44m（高知城本丸）以下
B案 内側30m（高知城三の丸）以下、
外側39m（高知城二の丸）以下
C案 内側30m（高知城三の丸）以下、
外側44m（高知城本丸）以下

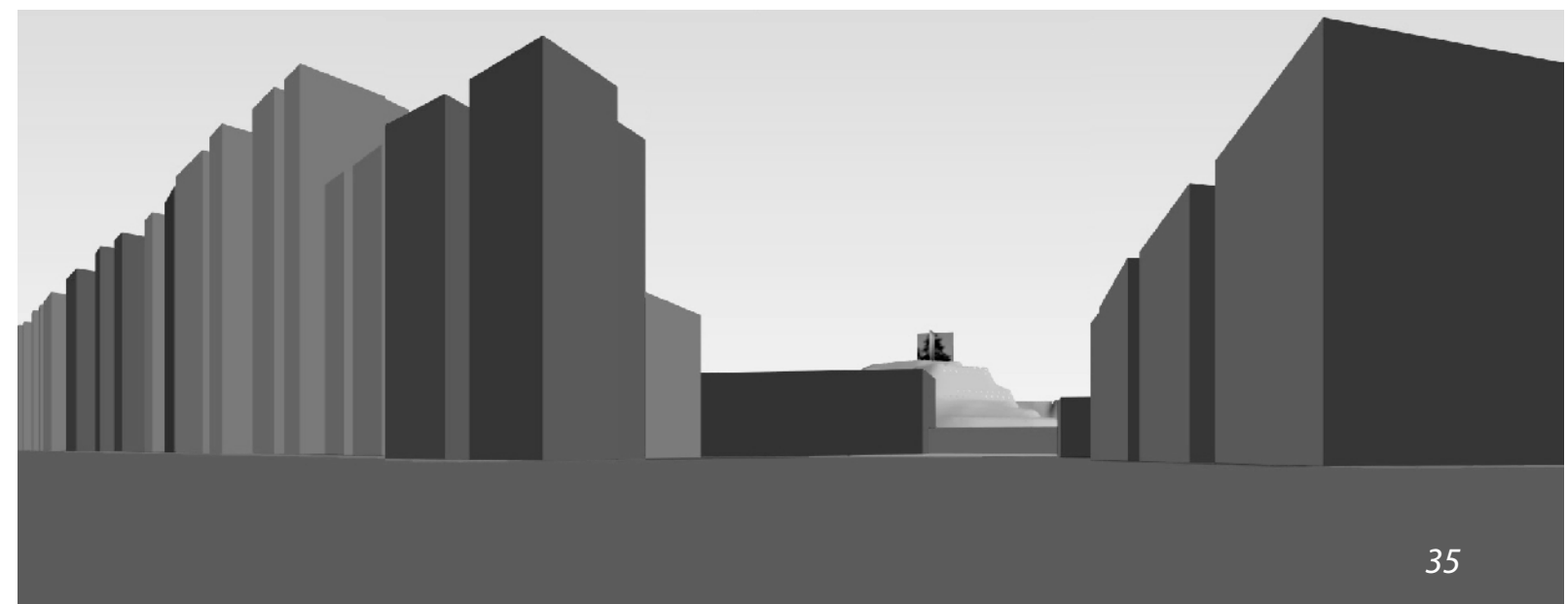
※注：屋上の設備、広告も含める。



A案



B案



C案



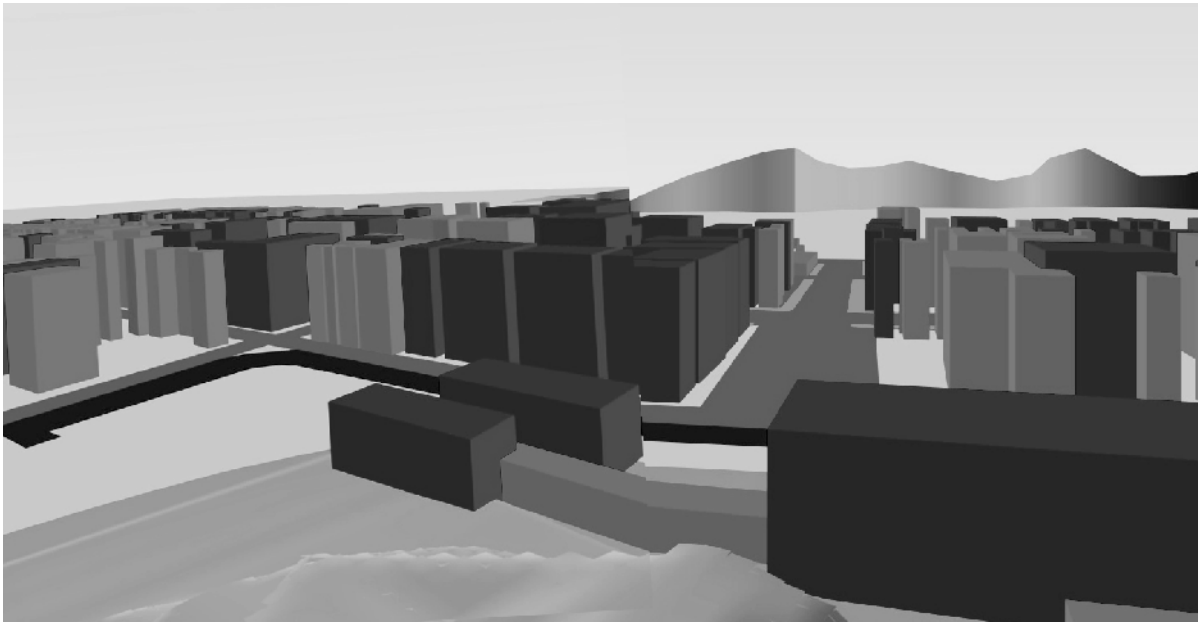
現況写真

4-E-2 高さ、階数（内側及び外側）

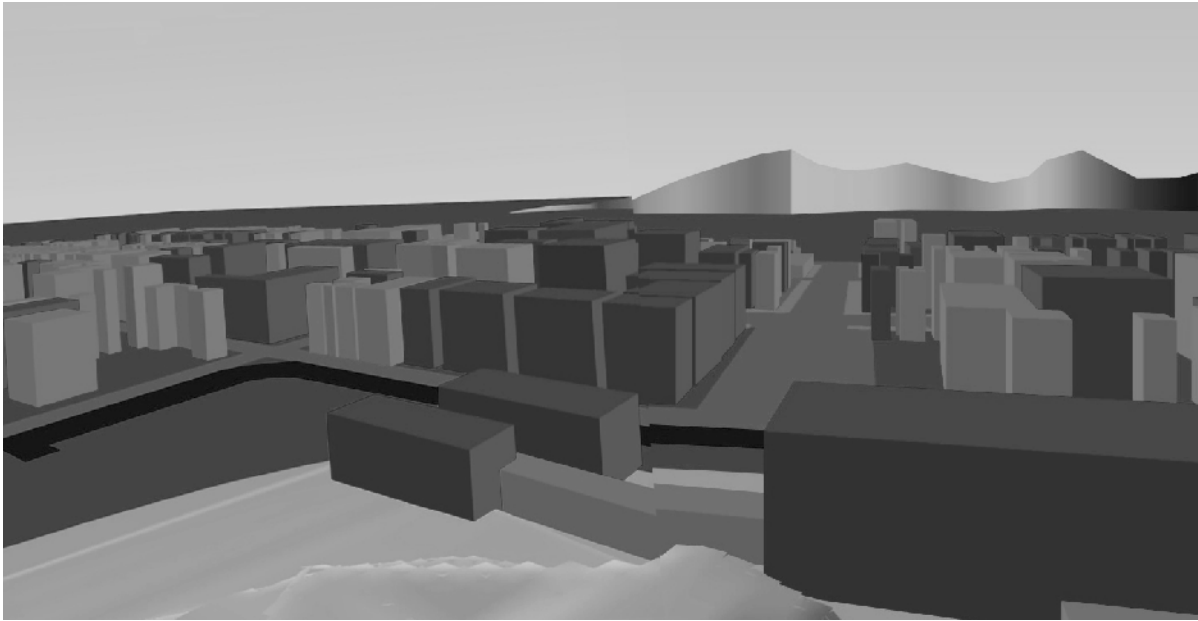
天守閣より



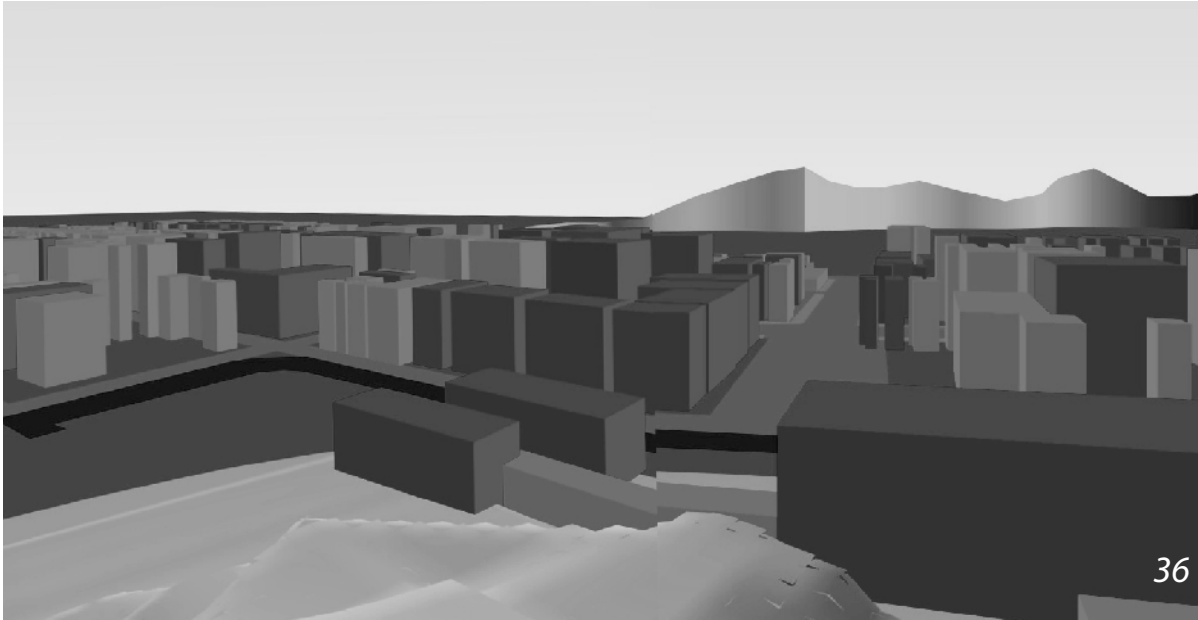
現況写真



A案



B案



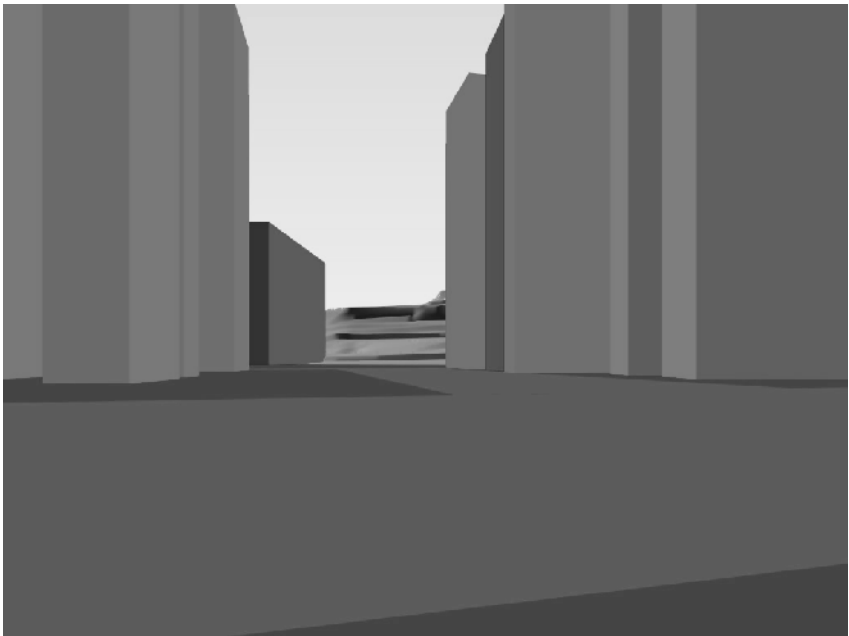
C案

4-E-3 高さ、階数（内側及び外側）

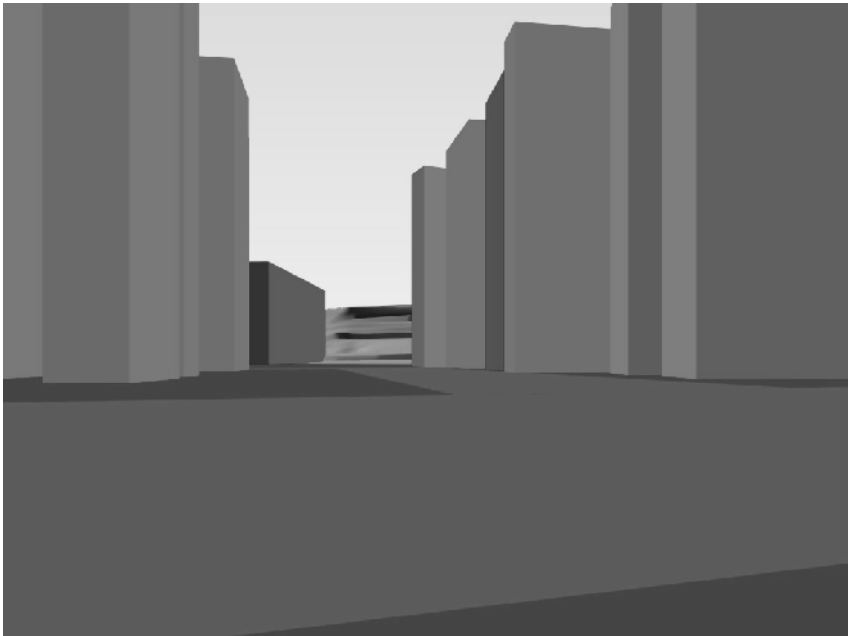
城の北側より



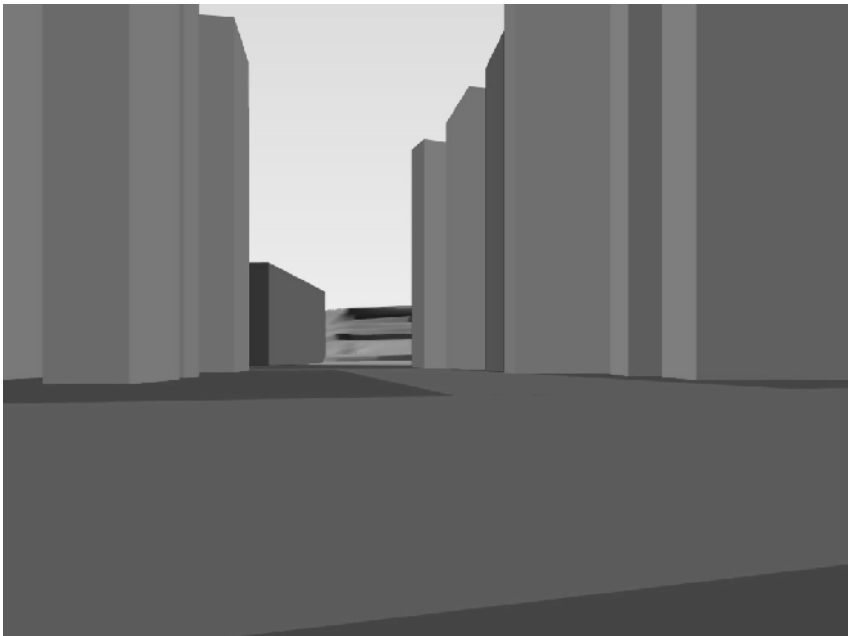
現況写真



A案



B案



C案

	A案	B案	C案
	×	×	×
	○	×	×
	○	×	○



1:4000



4-G 色彩、素材（内側のみ）

- ・ 目的：高知城周辺に相応しい格調の高いまちなみを形成する。
- ・ 内容：色彩について

- ・ 奇抜で過剰な色彩は避ける。
- ・ 周囲の緑や建築物と調和する色彩にする。
- ・ 大きな面積のものは彩度を抑える。

色相 R, YR 彩度6以下

色相 Y, GY 彩度4以下

その他の色相 彩度2以下

- ・ 色彩は3種類程度までの併用にとどめる。
- ・ アクセントカラーをうまく利用する。

彩度の高い色彩はうまく併用することで建物を引き締める。

彩度の高い色彩は小さく使う。

素材について

- ・ 経年変化に配慮して素材を選択する。
時代を刻み、時と共に美しくなる素材を選ぶ。
- ・ 耐久性やメンテナンスを考慮した、汚れにくい素材を選ぶ。
- ・ 3種類程度までの併用にとどめる。
- ・ 異種素材はアクセント程度に使用する。

4-H 建築設備（内側及び外側）

- ・目的：高知城からの眺望を美しく整える
- ・内容：設備全般
- ・電気、空調、給排水等の建築設備、物干し等は、高知城から見て、目立たないように配慮する。
- ・屋上に建築設備を設置する場合は、目隠し等を行い、空と建築の際をすっきり見せるように配慮する。
- ・ごみコンテナ等のごみ収集設備は、置き場所を敷地内に確保するとともに、植栽、目隠し等で歩行者の目に触れにくいようにしたり、容器のデザインを工夫する等、景観上の配慮を行う。

受水槽、排気塔等

- ・建築周辺や足下に置かれる設備も建築の一部であり、気持ちの良いまちなみとなるよう、配置やデザインの工夫が必要。

（例）受水槽は通りから見えないところへ配置する。

植栽や塀で隠す。

ガスや電気のメーター類は見苦しくならないよう、配置などを工夫する。

機器そのものをデザインする。



現況



シミュレーション

4-K 街路、公共サイン、交通案内標識のデザイン

- ・ 目的：建物とあわせて、街路や公共サインも美しく整える。
- ・ 内容：高知城周辺にふさわしい、重厚で格調高く、上品なデザインとする。

高知城の歴史の重みに配慮し、時間の経過に負けないような飽きのこないデザインと、エージングに適した素材を用いる。

シンボルとしての高知城の眺めを引き立たせるような、控えめなデザインとする。

設置するサインの近くに、既存のサインがある場合、全体の調和に配慮するとともに、なるべく集合化する。

サインや標識の裏面や、ポールを黒く塗る。

サイン計画を定めて、良いデザインのサインをつくる。

電線はなるべく地中化する。



規制前



規制後

4-N 夜景（内側）

- ・ 目的：高知城の夜景をシンボリックなものにする。
高知城が引き立つような夜景を演出する。
夜の高知城周辺を、気持ちよく散歩できるようにする。
- ・ 内容：ライトアップ
 - ・ 夜間の屋上広告については、広域で禁止する。
 - ・ 広告（壁面広告を含む）や街路灯のグレアの制限。
 - ・ 路面の照度の制限（明るすぎないように）
 - ・ 天守閣のライトアップの色を、暖かみのあるものにする。
 - ・ 周辺の建物のライトアップは行わない。
 - ・ 夜の散歩コースの設定をする（犯罪がおきない程度に明るく）



足下照明の例



散歩コース



足下照明の例

4-Z その他（内側及び外側）

- ・ 目的：高知城周辺にふさわしい格調高く、美しいまちなみをつくる。
歩行者や交通弱者にやさしい道をつくる。
- ・ 内容：駐車場、車庫、駐輪場など
 - ・ できるだけ立体駐車場は避ける。
 - ・ 駐車場や駐輪場は、できるだけ見えない位置に設置する。
(特に機械式、自走式の駐車場の場合は留意する。)
 - ・ 目隠等によって目立たない配慮をする。
 - ・ 駐車場内や周囲の緑化に努める。
 - ・ 車庫は目立ちにくい色彩にする。
 - ・ 特にタワーパーキングは色彩やデザインの配慮によって、無機質にならないようにする。
 - ・ 自転車などが溢れ出して、周囲に迷惑をかけないようにする。

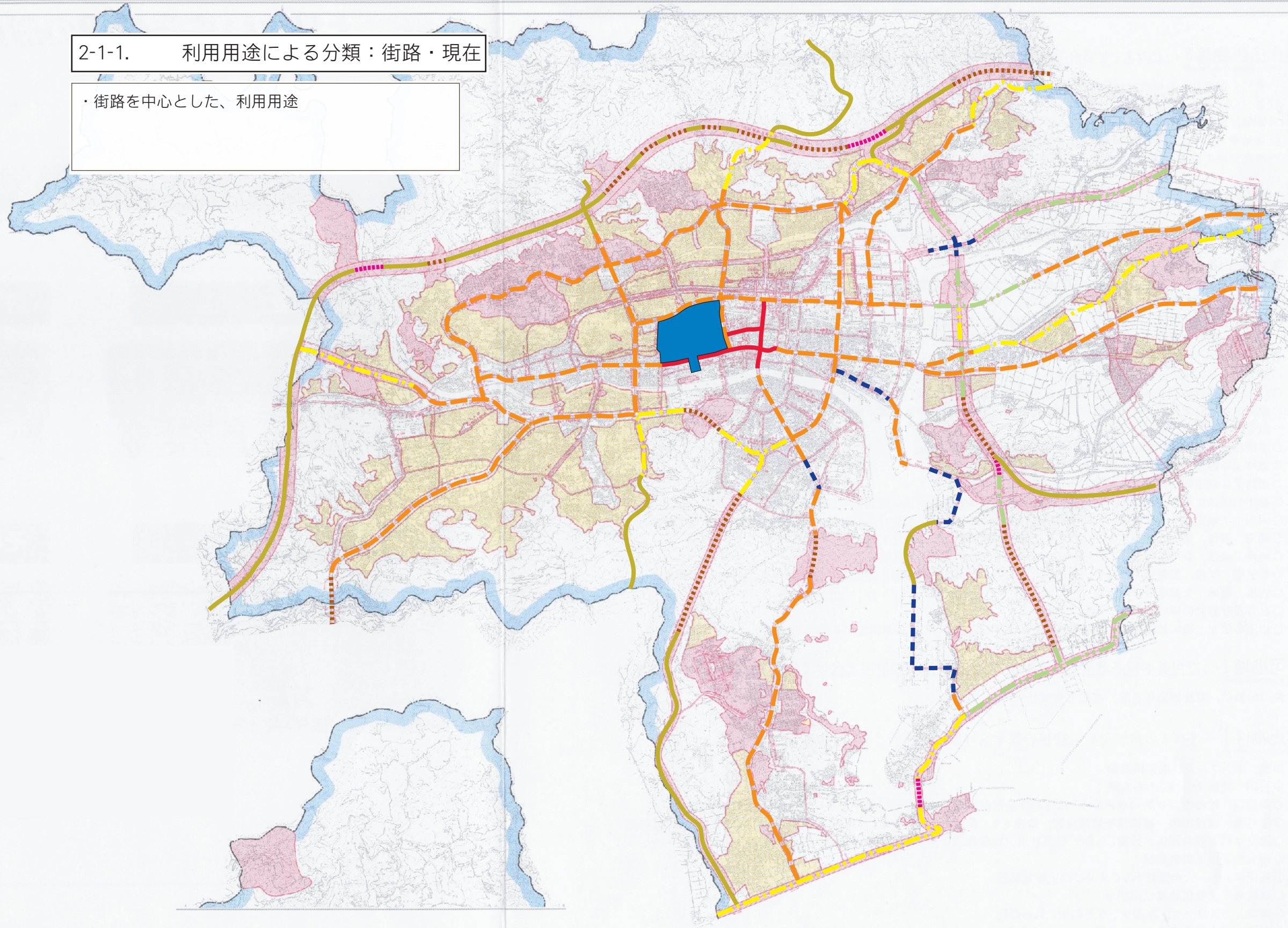
第 2 章 高知城周辺広告景観形成地区整備方針

2-1. 高知市全域での、屋外広告物に関する考え方

高知市全域の現在の利用用途、及び将来の利用用途を示した。先に来る資料は、街路の利用状況から判断したものであり、後ろは港湾及び河川の利用用途から判断したもの。また、将来の利用用途に関しては、高知市の都市計画図を参考にしている。また、追加資料として、高架道路周辺の広告に関して、提案している。

2-1-1. 利用用途による分類：街路・現在

・街路を中心とした、利用用途



凡 例

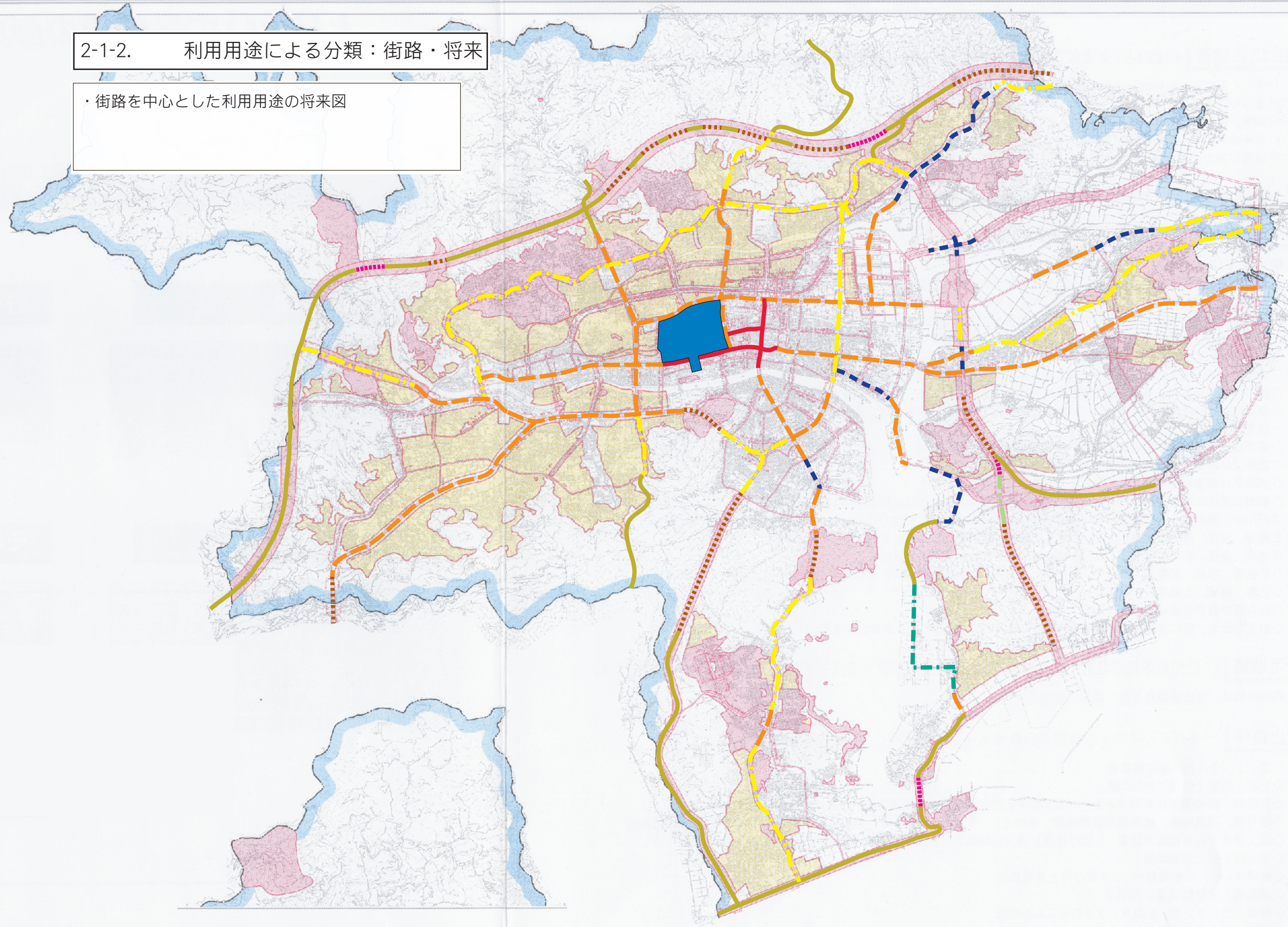
- 商業地 A
- 商業地 B
- 工業用地
- 宅 地
- 田 園
- 自 然
- 高 架
- トンネル
- 城 周 辺

1:60000



2-1-2. 利用用途による分類：街路・将来

・街路を中心とした利用用途の将来図



凡 例

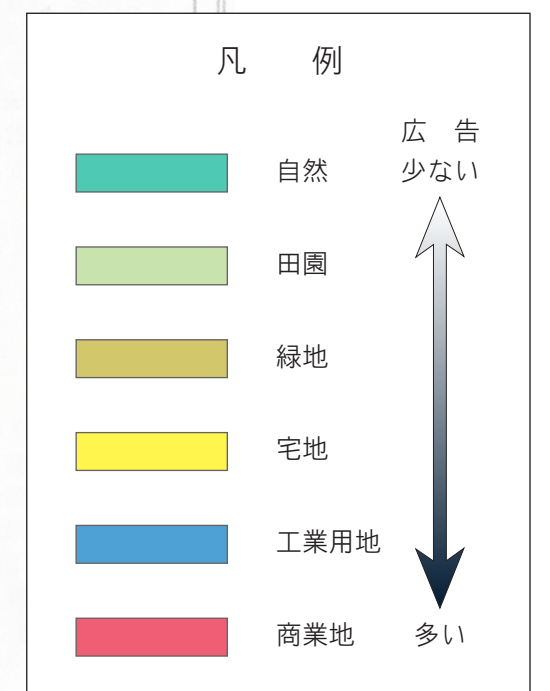
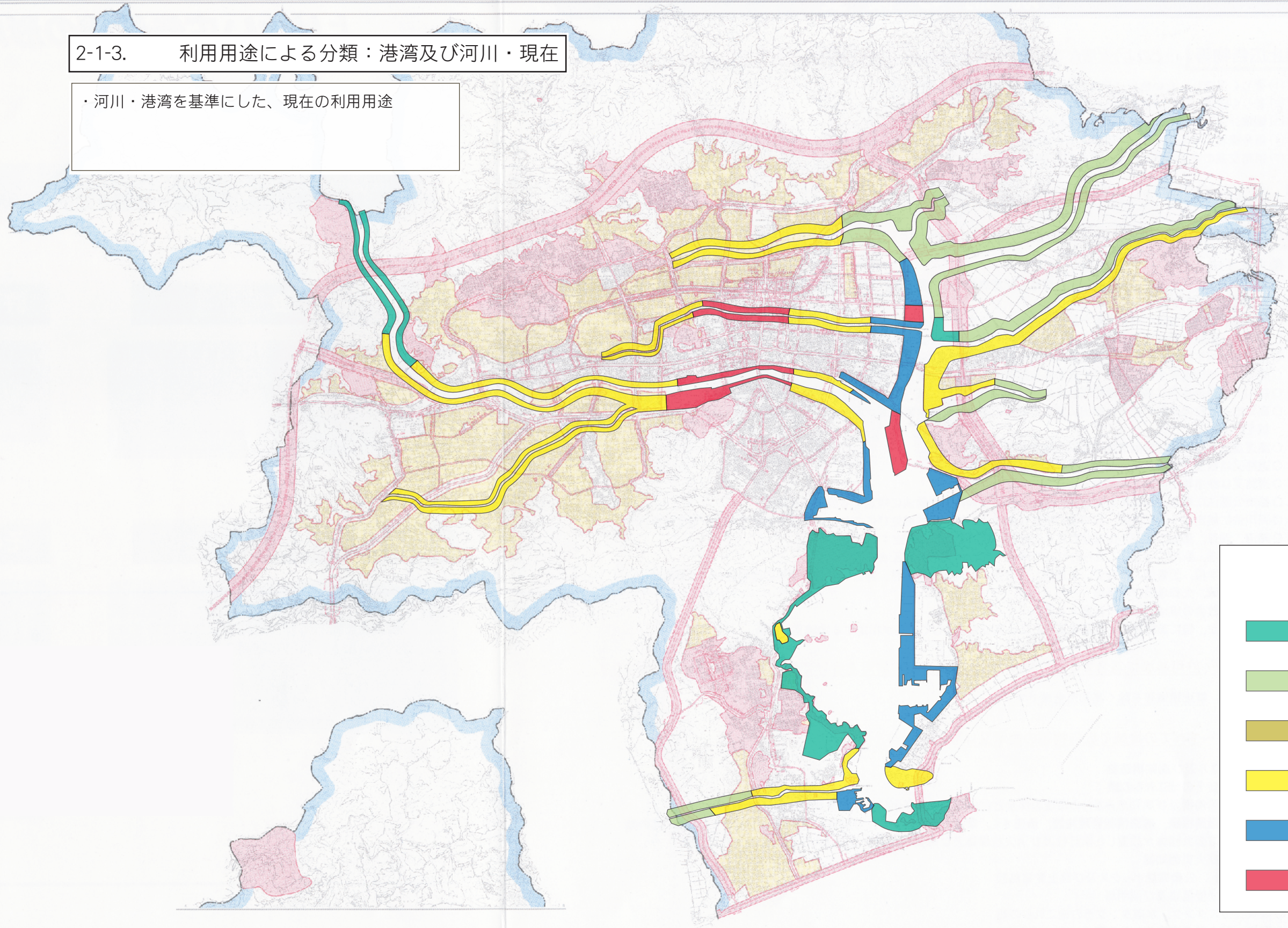
- | | |
|--|-------|
| | 商業地A |
| | 商業地B |
| | 工業用地 |
| | 宅 地 |
| | 田 園 |
| | 自 然 |
| | 高 架 |
| | トンネル |
| | 城 周 辺 |

1:60000



2-1-3. 利用用途による分類：港湾及び河川・現在

・河川・港湾を基準にした、現在の利用用途

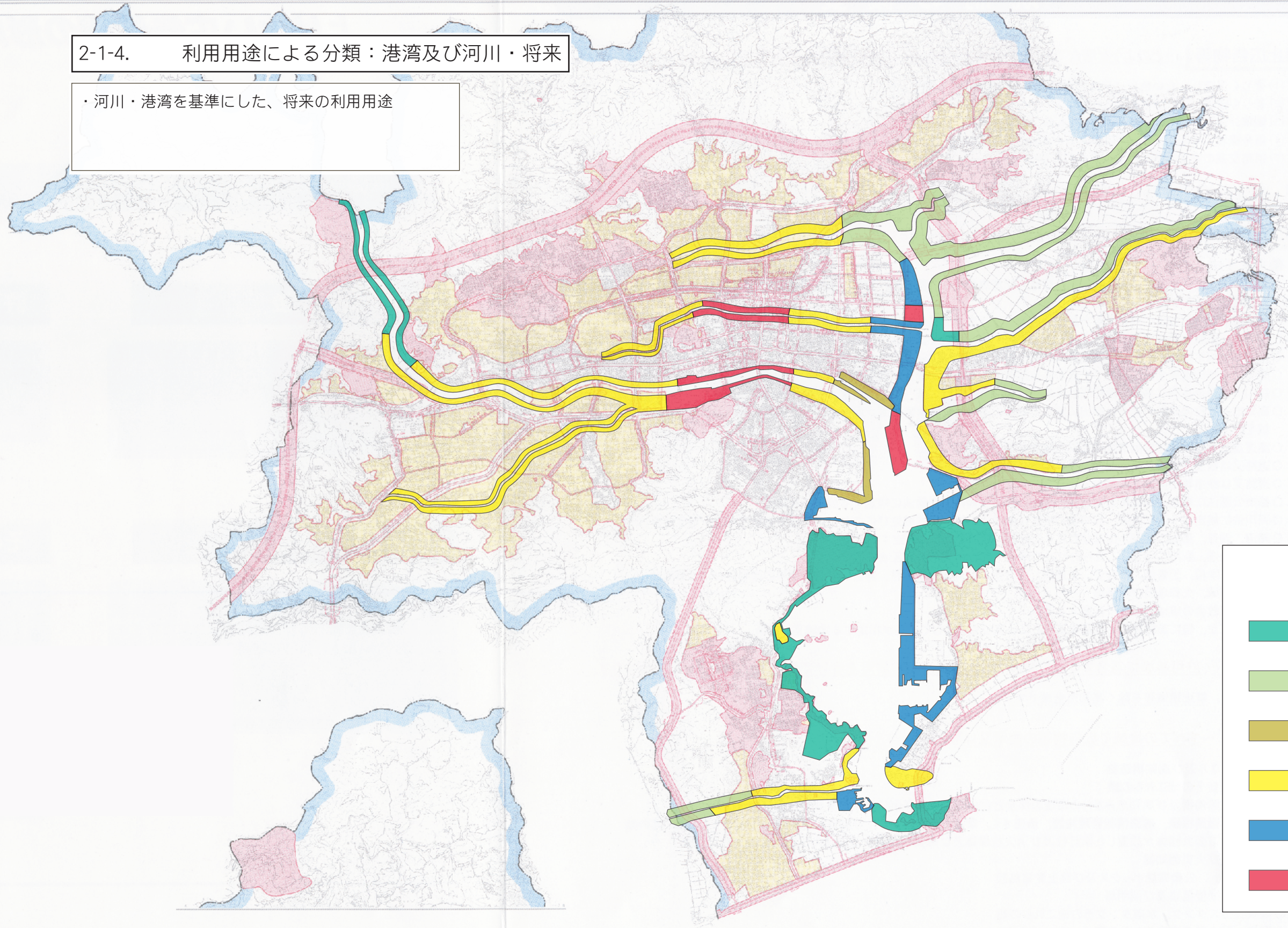


1:60000



2-1-4. 利用用途による分類：港湾及び河川・将来

・河川・港湾を基準にした、将来の利用用途



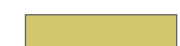
凡 例



自然



田園



緑地



宅地



工業用地



商業地

広 告
少ない



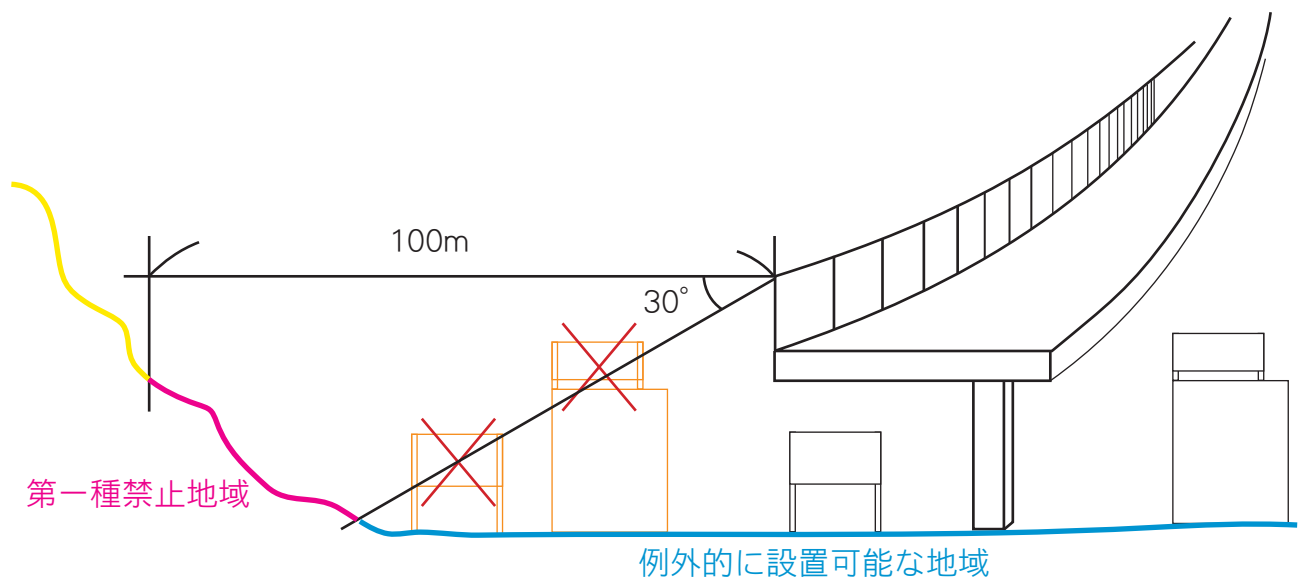
多い

1:60000



2-1-5. 追加資料

高速道路等、道路より100m以内は第一種禁止地域としていたが、走行時に道路から見え
ない範囲に対しては、例外とする
尚、詳細は以下に図示する



2-2. 高知城周辺広告景観形成地区指定原案（案）

1. 目的

高知城本丸及び、二の丸、三の丸から周辺の市街地、さらには、それを取り囲む山までを含めた景観保護、高知城天守閣の存在感保持、また高知城周辺の都市環境の保全を図るため、屋外広告物条例に基づき広告景観形成地区を指定する。

2. 地区指定の基本的考え方

高知城は本市を代表とする歴史的遺産であり、高知城を要とした都市景観の形成を図ることが、本市の都市イメージを高め、高知らしい都市空間の形成を促すことにつながる。高知城を要とする都市景観形成によって本市の都市イメージを強化するためには、良好な広告景観の形成に努めることが必要と考えられる。

3. 権利制限の考え方

1. 高知城は、近隣住民のみならず高地市民共有の宝である。
2. 地区指定する高知城近隣エリアは社会的公共性のある最小限のエリアである。
3. 商業地域に広告の規制をすることによる土地価格への影響はわずかに存在するが、土地利用に公共性があることから、私権を制限することは公共の福祉に反していない。
4. 広告の制限による景観の向上が、地域にもたらすメリットは大いため、この制限は住民の私益にもなり得る。（居住し、業を営んでいることのステータスを得ている。）

4-0. エリアマップ



4. 内容

4-1 全ての広告物について適用される

- ・屋外広告物は自家用広告物のみとする
- ・利用できる色の制限
- ・屋外広告物は、高知城のイメージを高めるよう洗練された、格調の高いデザインとする
- ・色彩は3色程度にとどめる
- ・サイズや彩度は控えめにする
- ・全国共通の看板デザインにも配慮をする
(例) 図と地の反転など
- ・建築のボリュームと不調和な看板はさける
- ・ネオンの禁止
- ・光の点滅の禁止
- ・建物や外構と一体的にデザインする
建築の一部として建築を引き立てるようデザインする
建築設計の段階でデザインをおこなう
- ・数を減らし集約する
数が多いため認識が難しくなっている場合がある
特に車利用者に対するものは、数を減らす

4-2 総量規制

- ・目的：広告の総量を規制することによって、
落ち着いた都市景観をつくり出す
- ・内容：総壁面積の1/10以下

4-3 立て看板

- ・目的：歩行者の安全性の確保
風景の混乱を防ぐ
- ・内容：回転灯など光が動くものは禁止

4-4 はり紙、はり札

- ・目的：歩行者の安全性の確保
風景の混乱を防ぐ
- ・内容：回転灯など光が動くものは禁止

4-5 はた、のぼりなど

- ・目的：風景の混乱を防ぐ
- ・内容：路上施設は禁止

4-2 総量規制

- ・ 目的：広告の総量を規制することによって、落ち着いた都市景観をつくり出す。
- ・ 内容：総壁面積の1/10以下



3/10程度



1/10以下としたとき



10m以下の規制にかかるため、背の高いビルはこの程度が限界

4-3-1 立て看板（据え置き型）

- ・ 目的：歩行者の安全性の確保
風景の混乱を防ぐ
- ・ 内容：禁止

4-3-2 立て看板（可動型）

- ・ 目的：歩行者の安全性の確保
風景の混乱を防ぐ
- ・ 内容：回転灯など光が動くものは禁止

4-4 はり紙、はり札

- ・ 目的：風景の混乱を防ぐ
- ・ 内容：禁止

4-5 はた、のぼりなど

- ・ 目的：風景の混乱を防ぐ
- ・ 内容：禁止

4-6 電柱など

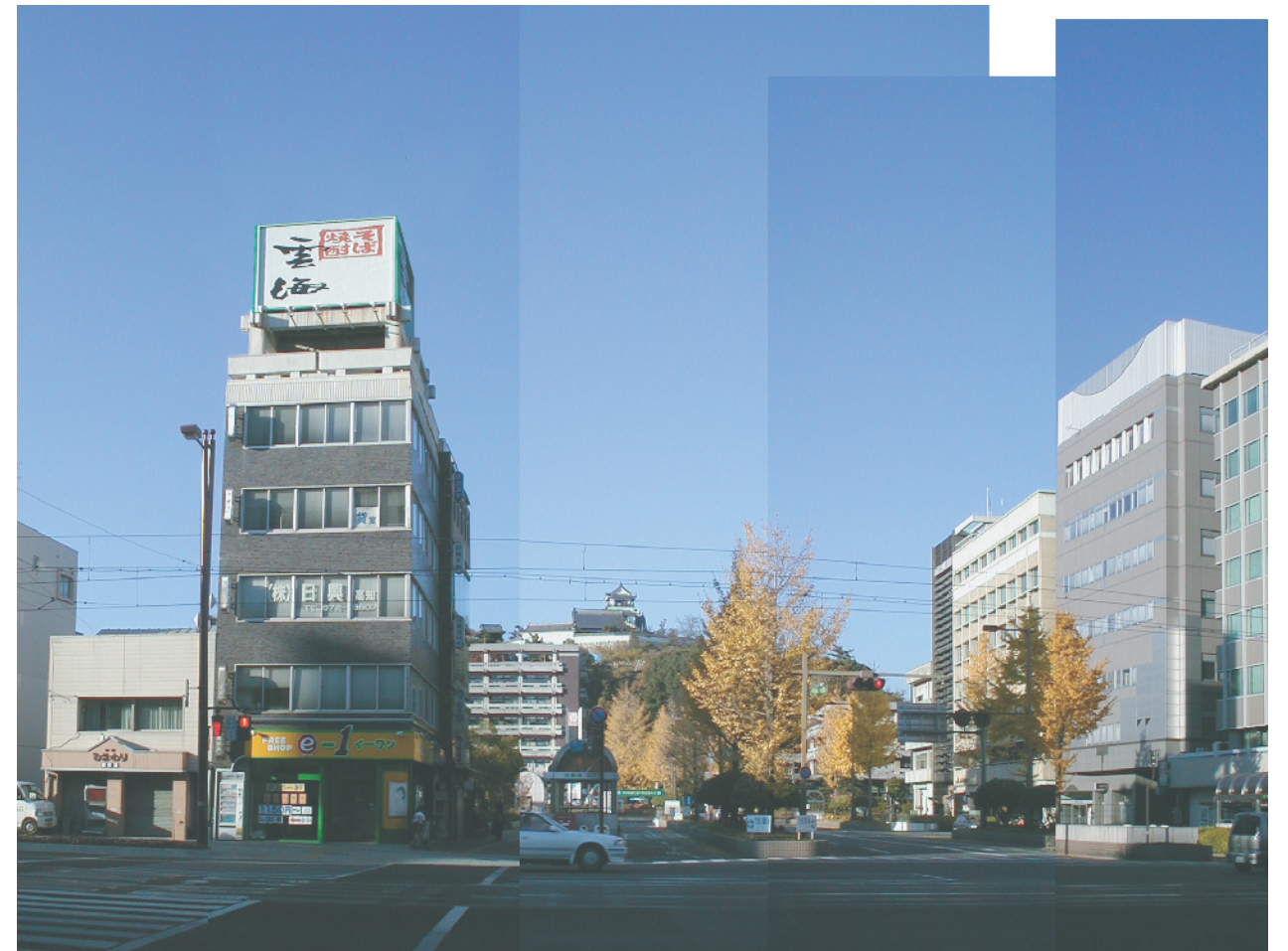
- ・ 目的：風景の混乱を防ぐ
- ・ 内容：禁止

4-7 公益物件

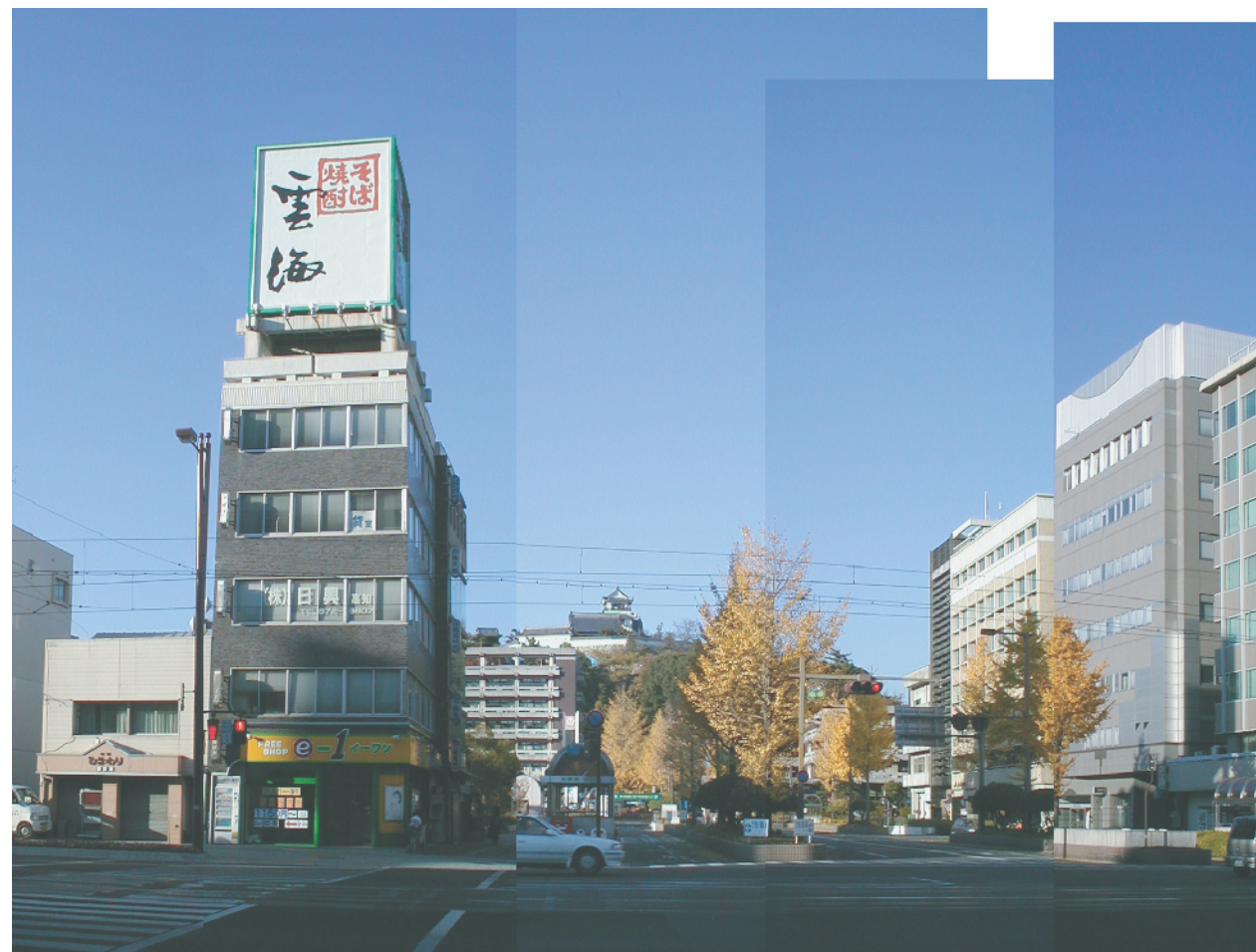
- ・ 目的：風景の混乱を防ぐ
- ・ 内容：禁止

4-8 屋上広告物等

- ・ 目的： 天守閣からの眺望を良好に保つとともに、周囲からの高知城の眺めを妨げないようにする。
- ・ 内容： A案： 禁止
 B案： 屋上広告物は、建物1棟につき、1基とする。
 屋上からの高さは3m以下とする。
 建築物と一体性のあるデザインにする。
 高さは幅よりも小さくする。
 広告物の骨組みや支持などの構造体は、道路や高知城から目立たないようにする。
 C案： B案の高さを2mに変更したもの。



A案



現況写真



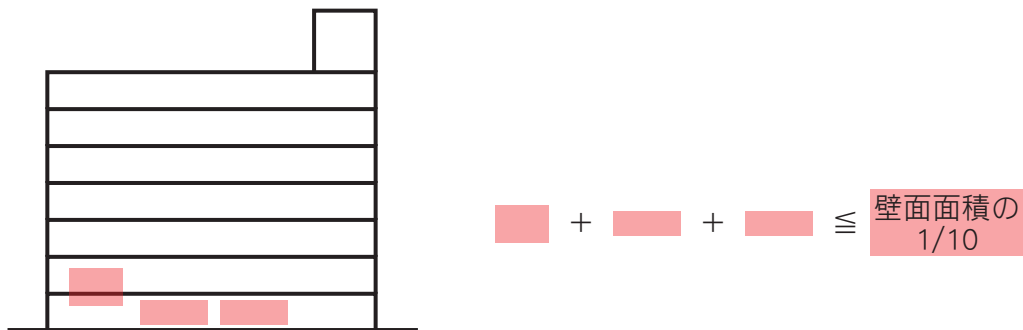
B案

4-9 壁面広告物等

- ・ 目的：天守閣からの眺望を良好に保つとともに、周囲からの高知城の眺めを妨げないようにする。
壁面広告物は、下層部で、まちなみににぎわいを与えるものが好ましく、上層部では、遠くから目立つ物はさける。
- ・ 内容：壁面広告
 - ・ 壁面広告とは、壁、窓、開口部等に設置される広告物や懸垂幕のことをいい、屋上広告塔、屋上広告板等は、壁面広告には含めない。
 - ・ 壁面積とは壁面の垂直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけではなく、窓、開口部も含める。
 - ・ 壁面広告の面積は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする
 - ・ 同一壁面に同一内容の広告は一つのみ設置できる。
 - ・ 広告は地上から10m以内のみ設置可能とする。
 - ・ 壁面デザインと調和を図り、統一的デザインにする。

その他

- ・ 窓ガラスにはられる表示及びショーウィンドウは、建築物の1階以下の部分は開口部分の5/10、2階部分は開口部分の3/10に制限する。
- ・ カーテンウォールは全て開口部とみなす。



4-10 敷地内独立広告物等

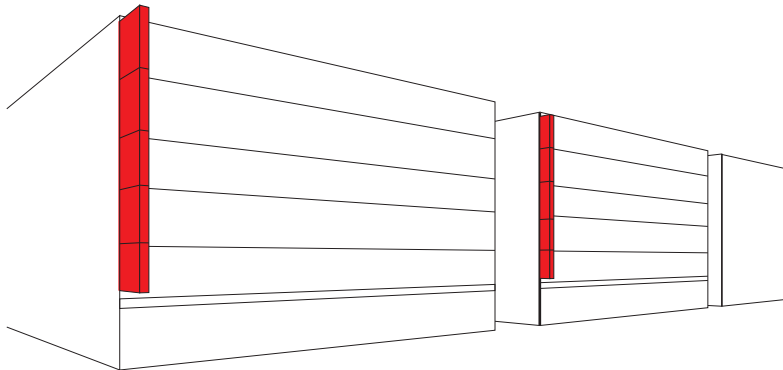
- ・ 目的：風景の混乱を防ぐ
- ・ 内容：高さ5m以下、1面の面積は2㎡以下とする。

4-11 野立て広告物等

- ・ 目的：風景の混乱を防ぐ
- ・ 内容：高さ5m以下、1面の面積は2㎡以下とする。

4-12 突出広告物

- ・ 目的：風景の混乱を防ぎ、まちなみを美しく保つ
歩行者の安全を確保する。
- ・ 内容：幅は1m以下とする。
一壁面には、原則として一列にまとめて設置する



4-13 適応除外

- ・ 目的：社会生活上必要な広告物については、その掲出目的、期間、表示面積等の一定基準に適合する場合に限り、規制を適用しない。
- ・ 内容：催物等：講演会、音楽会等の催し物のために、その会場の敷地内に表示する広告物。
 - ・ 但し、1ヶ月間に10日以内とする。

選挙運動用ポスター等：公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立て札等。

非営利目的で公共の利便のための広告物

- ・ 許可を受けたものに限る。

祭礼等：祭典、冠婚葬祭、その他慣習として一般的に認められるもの

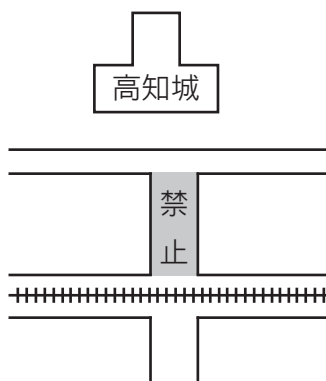
- ・ 掲出者の住所、氏名、掲出日時を明記する。

工事現場の板塀、仮囲い等：工事期間中に営利を目的としないで表示する広告物。

人、動物等：人、動物、電車、自動車、飛行機等に表示するもの。

公共広告物：国、地方公共団体及び知事が指定する公共団体が、公共目的をもって掲出するもの。

- ・ 事前協議及び許可が必要
- ・ デザイン、色彩、素材、位置等に留意する。
- ・ 設置するサインの近くに、既存のサインがある場合、全体の調和に配慮するとともに、なるべく集合化する。
- ・ また、以下に示す禁止された地域には設置できない。



おわりに

私が生まれたのは、大阪です。その私が高知という土地にやってきて、六年という歳月が、過ぎようとしています。この六年間、私自身にとって激動の時代ではありましたが、高知にとっても激動の時代であったように思います。工科系の単科大学ができ、大洪水が襲い、大手コンビニエンスストアが上陸し、大型の郊外型ショッピングセンターが登場し、高速道路が延長された。六年で高知を知るのは難しくても、この六年間でしか知り得ない高知もあったのではなかろうかとさえ思います。”高知らしさ”を語るには、まだまだ高知を知りません。しかし、高知がより良い発展を遂げる手助けをできたら、という気持ちに、嘘や偽りはありません。高知という土地を離れることに、ただただ寂しさをおぼえるばかりです。

最後になりましたが、この論文を書くにあたり、多大なる御指導をいただいた、重山陽一郎助教授、そして大学の多くの先生方、高知市の都市計画課のみなさま、石川真理さんに、厚く御礼申し上げます。大学院での貴重な経験を、私の今後の人生に生かしてゆきたいと、深く決意しております。また、調査や資料作成を手伝って下さった大学や研究室みなさん、本当にありがとうございました。

参考文献

高知市都市美条例、同施行規則
高知市都市美形成基本計画
上街地区街並み環境整備方針
龍馬生誕地周辺・歴史の道整備基本計画
高知市屋外広告物条例、同施行規則
公共施設デザイン指針

都市の景観及び広告物に関する条例など

高知県、京都市、熊本市、金沢市、岡山市、滋賀県、東京都、
仙台市、松本市、佐賀市、岡山県、松江市、仙台市、鎌倉市、
島根県、藤沢市、岡崎市、前原市

書籍

- PROCESS:Architecture 97 Boston by Design
/株式会社プロセスアーキテクチュア/1991.8
- PROCESS:Architecture 116 Kyoto /株式会社プロセスアーキテクチュア/1994.4
- PROCESS:Architecture 117 The Art and Mechanical of Landscape
/株式会社プロセスアーキテクチュア/1994.4
-
- 造形 No,1 /建築資料研究社/1996.1
- 造形 No,2 /建築資料研究社/1996.4
- 造形 No,3 /建築資料研究社/1996.6
- 造形 No,4 /建築資料研究社/1996.8
- 造形 No,5 /建築資料研究社/1996.10
- 造形 No,6 /建築資料研究社/1996.12
- 造形 No,7 /建築資料研究社/1996.2
- 造形 No,8 /建築資料研究社/1996.4
- 造形 No,9 /建築資料研究社/1996.6
- 造形 No,10 /建築資料研究社/1996.8
-
- 東京都屋外広告物条例の解説 /大成出版社/1987.3
- 街のサイン計画：宮沢功 /鹿島出版社/1987.6
- 城と城下町：藤岡謙二郎 /株式会社淡交社
- ストリート・ファニチュア：西沢健 /鹿島出版社/1983.3
- 都市の夜間景観の演出 /大成出版社/1990.1
- 都市の風景計画 /学芸出版社/2000
- 都市法 /ぎょうせい/1987

参考文献

書籍

太陽コレクション

城下町古地図散歩1	金沢・北陸の城下町	/平凡社/1995.8
城下町古地図散歩2	名古屋・東海の城下町	/平凡社/1995.11
城下町古地図散歩3	松本・中部の城下町	/平凡社/1996.3
城下町古地図散歩4	大阪・近畿[1]の城下町	/平凡社/1996.10
城下町古地図散歩5	萩・津和野・山陰・近畿[2]の城下町	/平凡社/1997.3
城下町古地図散歩6	広島・松山・山陽・四国の城下町	/平凡社/1997.6
城下町古地図散歩7	熊本・九州の城下町	/平凡社/1998.1
城下町古地図散歩8	仙台・東北・北海道の城下町	/平凡社/1998.4
城下町古地図散歩9	江戸・関東の城下町	/平凡社/1998.10